

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 3 月号 (第 193 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ <ASEAN 地域特別連載：第 2 回>タイにおける中国のプレゼンス
MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd. 1

■ 特 集

- ◆ 中国消費財市場～デジタル・EC が主流に
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部 7

■ 経 済

- ◆ 中国の抑制「成功体験」とその束縛：社会保障・規制はさらなる強化へ
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部 12

■ 人民元レポート

- ◆ 「安定」強化に乗り出すか
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ 24

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 53 回 ～香港北部都会区における発展戦略
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室 28

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：外国人向け個人所得税優遇政策適用の更なる延期を明確化
KPMG 中国 32

- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部 35

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 42

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 <ASEAN 地域特別連載：第2回>タイにおける中国のプレゼンス

タイにおける中国のプレゼンスについては「タイにおける中国投資の動向」(『中国月報 第181号』2021年3月発行)にて取り上げた。本稿ではそのアップデートとして、前半ではタイも含めたメコン諸国における中国の影響とその背景について触れる。後半はケーススタディとしてタイで近年注目を集めている自動車分野での中国系の投資の状況をもとに、今後の方向性を考察する。

特集 中国消費財市場～デジタル・ECが主流に

中国における消費財の最大商戦期は、11月11日である。1が並ぶことから、「独身の日」、「双11(ダブルイレブン)」などと呼ばれ、そこにEコマース(EC: Electronic Commerce)大手のアリババが、2009年にセールを行ったのが始まりといわれている。本稿では、成長著しい中国消費財市場、特にデジタルのチャンネル、ECについて、日本企業にとっての機会・脅威の視点で議論したい。

経済 中国の抑制「成功体験」とその束縛：社会保障・規制はさらなる強化へ

政治体制に対する議論はあるが、中国が新型コロナウイルスによる犠牲者の増加を抑え込めたという事実は残る。中国は経済成長率低下という現実と直面しており、その結果、政策の焦点を経済成長率重視の「量」から社会保障強化重視の「質」へと移行せざるを得なくなっている。今回の「成功体験」は、中国政府を、規制強化を含めた社会保障重視へとより傾かせる可能性が高い。

人民元レポート 「安定」強化に乗り出すか

中国人民元対ドル相場は、春節休暇明けの7日6.35台半ば前半で取引開始した。休暇後の資金需要の低下もあって、翌8日にはやや人民元安に振れ6.37台まで下落するも、その後は底堅く推移。ロシアがウクライナ侵攻に着手した24日の為替市場はドル高となったが、人民元への波及は限定的。むしろ翌25日には、2018年4月以来となる6.31絡みの水準まで上昇している。

連載 「華南ビジネス最前線」 第53回 ～香港北部都会区における発展戦略

2021年10月6日、香港特別行政区の林鄭月娥行政長官は、在任期間の最後となる施政方針演説を行った。その中で、広東省深圳市と隣接する香港北部地域でイノベーションと科学技術産業を推進し、大規模な住宅開発と雇用創出を図り、経済・自然・レジャー・生活に適した都市建設戦略―「北部都会区における発展戦略」を發布した。本稿では、その内容について紹介したい。

スペシャリストの目 税務会計

外国人向け個人所得税優遇政策適用の更なる延期を明確化

2021年12月31日、財政部と税務総局が、税收徴収管理の更なる規範化を図るために、中国の個人所得税に関する新政策を共同公布した。これにより、賃金労働者へ普遍的な恩恵を与えられるとし、関連優遇政策の継続適用が正式に明確化された。本稿では、今回の個人所得税優遇政策の継続適用に関する概要をまとめた。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、2022年1月中旬から2月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。また、本誌2022年2月号で取り上げた「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021年版)」の日本語全訳を改めて掲載する。



＜ASEAN 地域特別連載：第2回＞タイにおける中国のプレゼンス

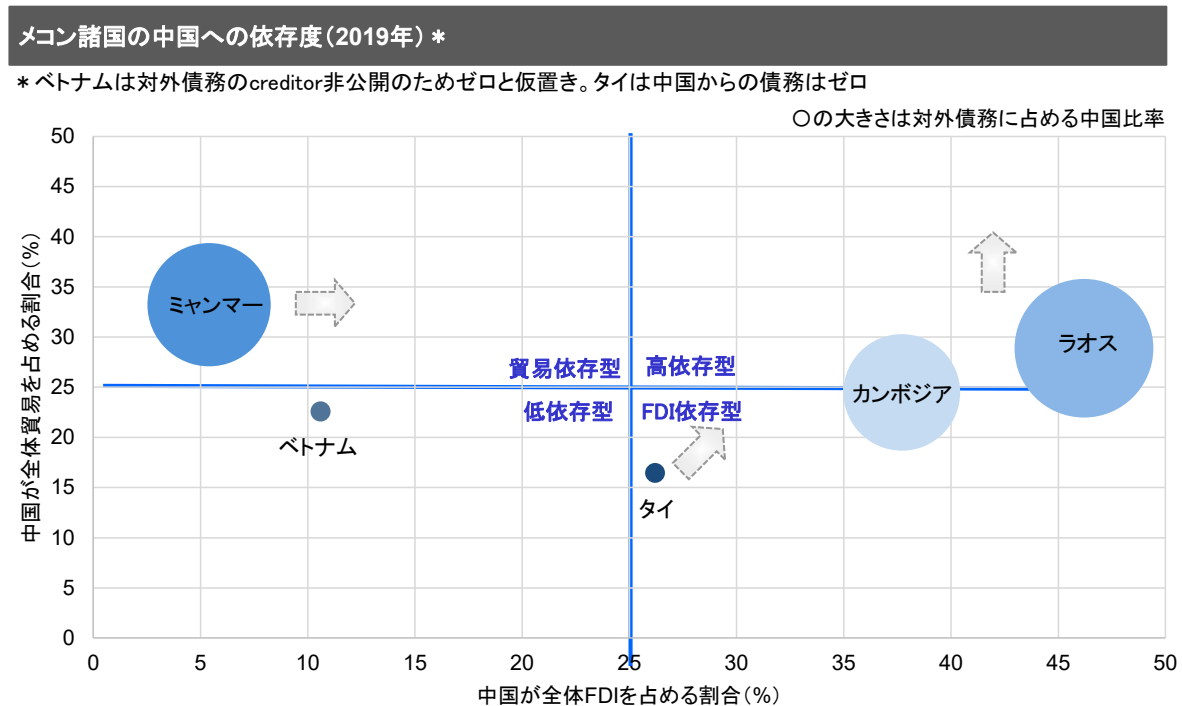
MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.
 Managing Director
 池上一希

タイにおける中国のプレゼンスについては「タイにおける中国投資の動向」(『中国月報 第181号』2021年3月発行)にて取り上げた。本稿ではそのアップデートとして、前半ではタイも含めたメコン諸国における中国の影響とその背景について触れる。後半はケーススタディとしてタイで近年注目を集めている自動車分野での中国系の投資の状況をもとに、今後の方向性について考察する。

1. 着実に高まるメコン諸国における中国の影響

直接投資、貿易、対外債務の各方面からメコン各国を見ると、カンボジア、ラオスの中国依存度の高さが際立っていることがわかる(図表1)。特に両国の直接投資全体に占める中国投資の比率は40%台と高く、カンボジアでは2017~2018年には70%を上回ったこともある。鉄道、高速道路、電力などの大型インフラ分野を中心に大型投資が実行されており、近年はそれに続き、民間企業の進出とそれに伴う生産移管も活発である。これが投資と貿易において中国経済との緊密化を促進する相乗効果を生んでいる。また対外債務についても、弊社推計では2国間の債務のうち、中国からのものがカンボジアは約半分、ラオスは約70%を占め、存在感の大きさが垣間見られる。

図表1 メコン諸国の中国依存度



(出所) 各国統計局データより三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

ミャンマーは、輸出・輸入両面で中国が最大の貿易相手国である。直接投資については、2019年のデータでは全体の5%と存在感は小さい。しかし、中国からの資本移動に制約があるため、投資上位国である香港(1位、シェア70%)、シンガポール(2位、14%)の大半は、実態としては中国発の投資である可能性がある(図表2)。また、中国国家開発銀行や中国輸出入銀行などの中国発の債務は2国間債務の40%近くを占めていると考えられ、その構成比は高まる傾向にある。2021年2月に起きたクーデターの影響により欧米諸国の新規投資が冷え込んでいることから、今後、さらにこの傾向は進む可能性が高い。

図表2 CLMVT 諸国の全体のFDI状況

2019年のCLMVT諸国のFDI統計

カンボジア			ラオス			ミャンマー			ベトナム			タイ*		
位	国名	FDI金額 Mil USD (%シェア)	位	国名	FDI金額 Mil USD (%シェア)	位	国名	FDI金額 Mil USD (%シェア)	位	国名	FDI金額 Mil USD (%シェア)	位	国名	FDI金額 Mil USD (%シェア)
1	中国	1,321.4 (37.7)	1	中国	1,072.2 (46.2)	1	香港	824.9 (70.9)	1	韓国	8,344.4 (21.4)	1	日本	2,836.6 (31.2)
2	香港	916.5 (26.2)	2	タイ	723.0 (31.1)	2	シンガポール	166.8 (14.3)	2	香港	8,178.3 (21.0)	2	中国	2,377.4 (26.2)
3	英国	821.1 (23.4)	3	フランス	440.0 (19.0)	3	中国	63.2 (5.4)	3	シンガポール	4,421.2 (11.4)	3	台湾	914.2 (10.1)
4	日本	294.7 (8.4)	4	ベトナム	64.5 (2.8)	4	韓国	35.0 (3.0)	4	日本	4,169.2 (10.7)	4	香港	540.2 (5.9)
5	台湾	57.7 (1.6)	5	日本	22.1 (1.0)	5	タイ	14.5 (1.2)	5	中国	4,115.2 (10.6)	5	シンガポール	493.2 (5.4)
合計			合計			合計			合計			合計		
3,504.3 (100.0)			2,321.80 (100.0)			1,164.2			38,951.7 (100.0)			9,078.9 (100.0)		

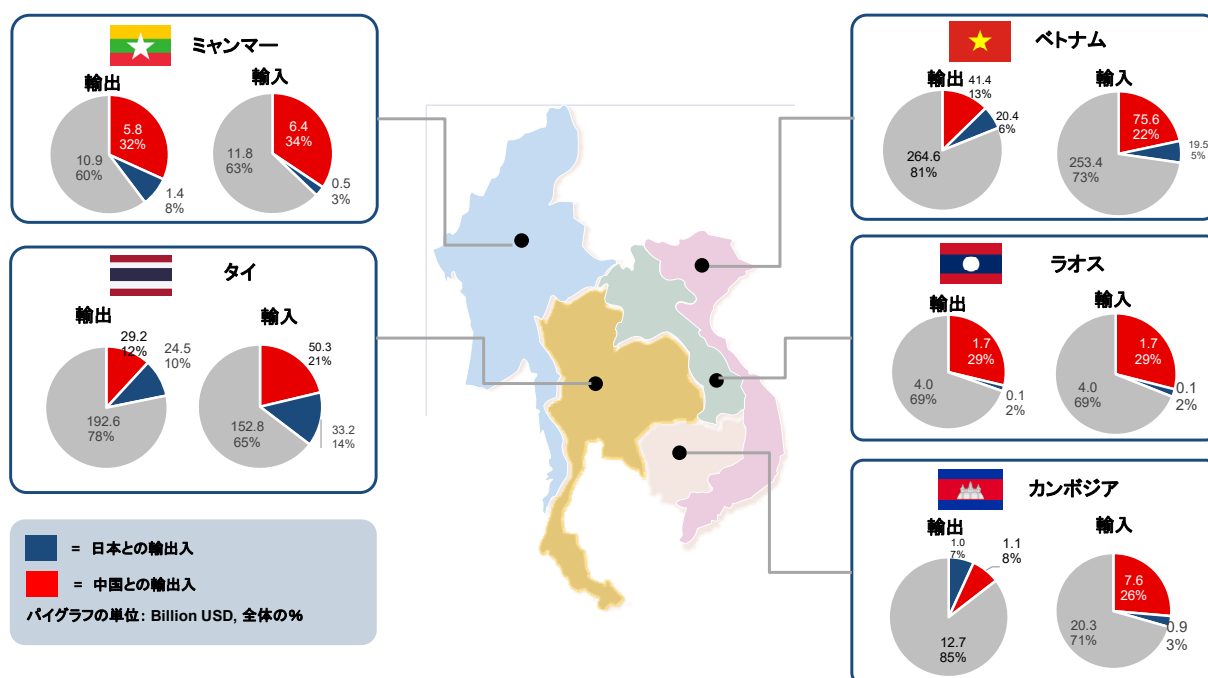
*タイのデータは、投資委員会(Board of Investment: BOI)からの統計を利用

(出所) 各国のFDI担当当局のデータに基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

ベトナム、タイについては、これらのメコン諸国と比較すると中国依存度は一段落ちるが、国により濃淡が異なる。タイについては、伝統的に同国がバランス外交を貫いており、日本や欧米諸国の投資もバランスよく引き込んできた。一方で、米中貿易摩擦問題が顕在化して以降、中国投資は増加し、日本と肩を並べ中国も同国の投資を支える2本柱となっている。

また、「中所得国の罨」からの脱却のために投資を引き込もうとするタイ側でも、中国と連携する機運が高まっている。特に、中国-タイ高速鉄道、3 空港接続高速鉄道などの近年の大型案件については、同国の産業振興の柱であるEEC(Eastern Economic Corridor: 東部経済回廊)政策と中国の一带一路政策を結び付けて投資を引き込みたいとするタイ政府の意向が鮮明である。後述の民間企業投資の実態なども踏まえると、今後、緩やかに中国との関係が強化されていくことが想定される。

図表3 CLMVT 諸国による日本および中国との貿易動向



(出所) 世界銀行の貿易統計に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

最後にベトナムは、中国華南地区・ベトナム北部エリアを中心に電気電子・機械分野などの一部製造業で分業体制が敷かれているため、中国との貿易のウェイトは20%程度と高い。一方で、直接投資においてはサムスン電子を代表例とした韓国大手企業の投資が活発であり、中国投資は全体の10%以下にとどまっている。同じ共産党独裁体制の国家同士ということで、中越関係は良好であり、また、南北高速鉄道などの大型案件でも、中国勢が積極関与した事例も見られる。ただし、過去の越中間の歴史的な経緯もあり、中国に対する軍事的な警戒感から米国との関係構築も活発化している。同国の方向性についてはこうした定性的な要素も押さえながらベンチマークしていくことが必要であろう。

2. 中国投資増の背景

これらの中国投資増の背景として、米中問題と中国の産業政策の2点が挙げられる。1点目の米中問題については、2017年の米国トランプ大統領就任以降、貿易問題における対立が深まり、日系企業でも中国から他国への生産移転が進んだ。中国企業においてもこれは例外ではなく、タイでは特に2018年前後より、タイヤなど欧米への輸出比率の高い自動車部品大手企業の進出が増加した。

近年は、ハイテク・金融分野ではシンガポール、電気自動車(EV)や電気電子分野ではタイへの投資が増加している一方で、カンボジアではカバンやアパレルなど労働集約型の企業の投資が増加するなど、国の位置づけにより進出企業も多様化している。

一方の米国も、バイデン政権発足以降、サプライチェーン構築について重点的な検討がされているが、その対象は半導体など主要4分野等にとどまることから、ASEANにおける影響は限定的であろう。ASEANの地政学的な位置づけを踏まえても、中国の影響は今後も高まっていく素地が整っている。

2点目の産業政策については、個別の産業振興政策と一帯一路政策についての視点が重要と考えられる。前者については、「中国製造 2025」などのマクロな産業政策とあわせ、例えば半導体分野では「基礎電子部品産業発展行動計画 (2021-2023年)」、「電子部品業界 5カ年計画」といった政策など、個別分野での振興策が打ち出されている。国力の底上げとともに急速に力をつけている中国企業であるが、中国政府による補助金などの支援や業界再編等によりグローバルレベルでの競争力をさらに高めていくことが予想される。結果として、ASEAN エリアも含めた独自のサプライチェーンの構築を進めていくことが想定される。

次に一帯一路政策である。本政策の主要な目的の一つとして、中国国内における人件費上昇などに伴う国外への生産移転が挙げられる。これにより、自国企業の競争力優位性確保と国内の供給過剰解消を目指していると推察できよう。同政策のステップは、3段階あると考えられる (図表4)。鉄道、道路、深海港、空港などの政府主導色の強いインフラ開発を経た後は、徐々に民間投資に移行し、自国企業の海外投資促進のために、手続きを簡易化、中国国家開発銀行と中国輸出入銀行などの政策性銀行からの支援を受けやすくするなどしている。本政策について、特に後背地であるASEAN への自国企業進出は重点分野と位置づけられており、留意が必要である。

図表4 中国の産業政策 (一帯一路政策の基本ステップ)

一帯一路遂行の基本ステップ: 3段階で海外展開を推進			
	考え方	投資対象	推進主体と支援内容
STEP1 政策主導の インフラ開発	<ul style="list-style-type: none"> ■ シーレーンの確保などの観点から必須の道路・鉄道ルートの確保や企業活動に重要性の高い物流拠点の開発など ■ 分布で見れば欧州、東南アジア、南アジアが上位3エリアを占める 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道、道路、水路、空路、管路、情報高速路 ■ 深海港、空港形成など、企業活動に必須の物流拠点の開発など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中国政府および関係機関、国有企业 ■ ファイナンスについては中国政府からの優遇・無利子借款・無償支援などが案件重要度に応じて活用される
STEP2 官民協働体制の 大型案件推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記をサポートするような政策色の強い案件については中国政府のファイナンス面でのバックアップのもとで民間企業が遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資額ベースでは発電のウェイトが高い ■ 中国からの企業・技術移転の受け皿となる工業団地開発など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方政府や国営企業・大手電力企業 ■ ファイナンスは中国国家開発銀行や中国輸出入銀行、中国工商銀行が実行 ■ 対象国に工業団地開発のノウハウがない場合は、建設請負・設計コンサルティングなどのサポートも実施
STEP3 民間企業の 投資・進出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記ステップを経て民間企業が対象国に進出、技術移転や対中貿易の促進に寄与 ■ グローバルにおいて中国の競争力が活かせる業種 (建設、ECなど) ■ 中国内において人件費上昇などにより優位性を失いつつあり、海外展開の必要度が高い業種 (労働集約型製造業) など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー、貿易、製造、不動産、金融、建設、電子商取引などに多角化 ■ 建設関係では労働者も中国から派遣するなどの業種特性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一部企業に対しては税制面優遇や資金調達手段の多様化などで優遇あり ■ 中国政府も深セン、西安で国際商事法廷を設立するなど民間企業の海外展開をサポートする仕組みを構築

(出所) 各種ヒアリング、現地調査より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

3. 中国系企業によるタイ投資：重点分野における取り組みが顕著に

タイにおける中国のプレゼンスについては「タイにおける中国投資の動向」(『中国月報 第181号』2021年3月発行)にて取り上げ、中国企業のタイへの投資は、サービス業 (不動産・小売・金融) や従来主力の労働集約型の製造業に加え、自動車や家電など、多様化していることを述べた。

直近では、タイ政府が投資誘致を掲げる重点分野における中国企業の投資も目立っている。ハイテク・デジタル分野ではデータセンター関連の投資が増加しており、Tencent や華為技術などがタイで複数のデータセンターの投資を計画している。

自動車業界におけるEV分野での投資も活発である。エコカー、特にEV分野は、2050年のカーボンニュートラル、2065年のネットゼロ実現を目指すタイ政府にとり重要な分野である。

2020年に米ゼネラル・モーターズ(GM)のタイ撤退に伴い、同社のラヨン工場を買収し、タイ参入を果たした長城汽車は、2023年までにEVの現地生産を予定しており、今後3年間で9モデルのEVを投入する予定である。

また、上海汽車(SAICCP)も2019年以降、EV、プラグインハイブリッドカー(PHEV)を主に複数モデルを投入しており、累計で約2,000台を上回る販売を達成。タイにおけるEV販売では最も実績のあるメーカーとなっている(図表5)。

インフラ普及が遅れていることや価格の高さなどから、EVがデファクトスタンダードとして普及することは決して容易ではない。しかし、乱暴な想定ではあるが、タイ政府のEV普及政策(2030年の自動車生産全体の30%をEVが占める計画)の目標を中国メーカーが仮に一手に担う場合、一段のシェア増が実現することになり、日系自動車メーカーの潜在的な脅威となる懸念もある

図表5 中国系のEV分野での投資について

主要な中国メーカーのEV分野での投資について		長城汽車のEV投入計画			
メーカー	動向	Brand	タイプ	Model	Basic Price (THB)
SAIC Motor(MG)	<ul style="list-style-type: none"> 上海汽車のタイ合弁会社であるSAIC Motor-CPは、2017年からEastern Seaboard Industrial Estate 2に設置した工場自動車生産を開始 タイ投資委員会(BOI)からはPHEV、BEVおよびEVバッテリー製造の奨励を受け、2020年10月に初登場したMG HS PHEVモデルの生産を始めた 現在はEVバッテリーの組立製造を行っているが、今後拡大していくPHEVおよびBEVに対し、2022年の1月にEVバッテリー工場拡大のために25億バートを投資し、2023年より生産開始すると発表 2022年にMG ZS EV 2022モデルを発表するほか、複数モデルをタイ市場に導入する予定であり、PHEV、EVおよびICEで5万台の販売目標が立てられている 	Haval	SUV	Haval H6 	1,149,000 – 1,249,000
長城汽車(GWM)	<ul style="list-style-type: none"> 2021年6月にHaval H6 Hybrid SUVを販売し、本格的にタイ市場への参入を果たした。のち、コンパクトEVカーのORAモデル投入を相次いで公表 BOIよりPHEV、HEVおよびEV製造の奨励を受け、タイをEVの主な生産拠点とする方針である GM社のラヨン工場を買収したのち、226億バートを投資して工場を刷新し、2023年よりタイで長距離を走るLong-range BEVを生産開始する計画である 	ORA	EV	ORA Good Cat 	900,000 – 1,200,000
		ORA	EV	ORA Black Cat(2022年発売予定) 	330,000 – 400,000
		POER (CANNON)	Pickup	UTE-Cannon (2022年発売予定) 	約 630,000 (中国販売の参考価格)

(出所) 長城汽車 HP、上海汽車 HP、各種ニュースなどを基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

また、中国系自動車メーカーがタイで実践しているビジネスモデルの構築についても留意が必要である。前述の上海汽車はEVの充電インフラ整備にも着手しており、今後500カ所を設置予定である。パートナーであるタイの大手財閥チャロン・ポカパン(CP)グループのもつコンビニエンスストアやハイパーマートの店舗網も活用すれば、インフラ整備は迅速に進んでいく可能性が高い。さらに、充電ステーションは中国メーカーに設計・開発を委託するなど、充電インフラ網整備を通じ、「オールチャイナ」で新たな収益源を確保していく動きも見られる。

EVに限らないが、長城汽車もユニークなマーケティング手法を採用している。業界では一般的なディーラーとの専売契約をせず、車両を販売してくれた販売事業者には全方位で関係を構築し、一定の手数料を渡すなどして拡販を促している。手数料についても、定額のマージンに加え、年間収益の30%相当を分配するなどのProfit sharing方式を採用し、販売事業者のモチベーションを喚起

するための工夫をしている。独自の店舗ネットワークへの投資は最小限とし、オンラインでの販売に極力誘導し、在庫管理もメーカーで実施する点も特徴的である。

4. まとめ：日系企業への示唆

直接投資分野における、ストックベースで見たタイにおける日系の投資の蓄積は分厚く、その優位性は簡単には揺るがないであろう。一方で、本稿で紹介した、泰中の官民の太いネットワークを背景とした大型投資やビジネスモデルの創出は、日系企業にとって脅威でもあり、チャンスでもある。例えば、上海汽車のパートナーである CP グループは、2030年までにカーボンニュートラルの実現を掲げている。その実現のために、EV 分野でのインフラ整備など各種の取り組みには積極的な姿勢を見せている。地場企業との共生と ASEAN 内需の深耕は日系企業にとっても目標とするところは同じであり、これらの事例を定点観測し、ビジネスモデルに取り込んでいくことで、さらなる自己変革に繋げていく必要があるだろう。

(執筆者連絡先)

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

池上一希

住所：63 Athenee Tower 23rd Floor, Room 5, Wireless Road,

Lumpini Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand

E-mail：kazuki.ikegami@murc.jp

TEL：66(0)922472436



中国消費財市場～デジタル・EC が主流に

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
シニアマネージャー 窪寺暁

中国における最大の消費財商戦のタイミングは、11月11日である。1（シングル）が4つならんでいるため、「独身の日」、「双11（ダブルイレブン）」などと呼ばれ、有名な通販サイトが一斉にセールを仕掛け、この時期に多くの消費が発生する。もともとは、独身者が集まってパーティをしたり、自分へのご褒美（プレゼント）として、自分のためのものを買っていたとされる。そのタイミングに合わせて、Eコマース（EC：Electronic Commerce）大手であるアリババが、2009年にセールを行ったのが始まりといわれている。

データが比較しやすい2020年11月の独身の日（11月11日だけでなく、その前後数日程度の期間）では、アリババ系の天猫（Tmall）での取扱額は約4,900億元（約6兆円）、京東商城（JD.com）で約2,700億元（約4兆円）と、上位2社のみでも非常に大きな数字である。日本の楽天の2020年の取扱高（商品だけでなくトラベル、グッズその他を含む国内EC流通総額）が年間で約4.5兆円となっているので、文字通り桁が違っているという状況である。

その中で、日本企業も頑張っている。期間中の輸入品（厳密な意味では、外国ブランドのような意味合い）では、美容家電のヤーマンや資生堂、ユニクロなどが売れているとのニュースがある。

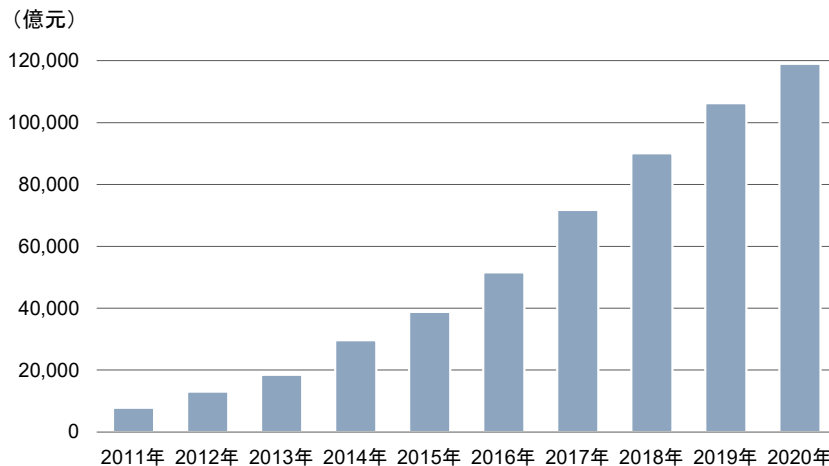
とはいえ、これだけ近い国でありながら、日本ブランドはあまり中国では目立っていない。家電やデジタル製品（携帯・PCなど）などが、世界的にプレゼンスがなくなっているためともいえるが、一方、比較的日本のイメージが高いといわれる食品・ヘルスケア関連なども目立ってはいない。この「独身の日」商戦に限らず、中国EC・デジタルビジネスでは、まだまだ日系企業にもチャンスがあるのではないかと。

本稿では、成長著しい中国消費財市場、特にデジタルのチャンネル、ECについて、日本企業にとっての機会・脅威の視点で議論したい。

1. 拡大する中国 EC 市場

まずは、拡大する中国EC市場を確認したい。中国経済全体の経済の伸びが高いということもあるが、ほぼ一本調子で拡大してきている。また、EC化率（リアル店舗を含めた、小売り全体の中でのECチャンネルが占める比率）も、2020年には30%に達している。日本では（定義が完全に同じではないが）、BtoC製品のEC化率が6%程度にとどまっている。

中国 EC 市場規模 (BtoC)



出所：各種資料から三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが作成

ちなみに日本では、いまだにガラケーを使っている人をちらほら見かけるが、中国ではまったく見かけない。小さな町の 20~30 席程度の食堂でも、基本はスマホによる電子決済を求められるし、都市部ではタクシーも配車アプリがないとつかまえにくい。ネット利用が社会全体に浸透し、買い物もデジタルへの移行が進んでいることになぜける。

2. ビジネスモデル・マーケティング面での中国 EC 市場の動き

EC の対応については、日本で行われているものと基本的には同じである。そのため、中国での EC 実施について全般的な議論は行わないが、日本と比較して中国の EC で知っておきたいこと、注意すべきことをいくつか記述してみたい。

越境 EC

最近、中国での販売（参入や、その後の拡販）を行っていくにあたり、越境 EC（現地消費者に、中国または日本にある自社の販売サイトから購入してもらう形のクロスボーダーの取引）の活用が増えている。越境 EC は、手法としては前から存在していたが、最近は投資を抑えながら「まずは市場の反応を見る」、というような機動的なスタイルとしての活用が散見される。現地に法人を立ち上げて、日本人スタッフを送ると、それだけで少なくとも数千万円が年間の固定費として出ていくが、そこまで一気に投資できない場合は、効率的な選択肢といえる。実際に、コンサルティング会社である弊社に対しても、越境 EC に関する問い合わせが多くなっている。

なお、日本側で対中国向けの越境 EC をサポートする企業も出てきており、簡単にスタートすることもできる。マーケティング面を支援し、中国巨大モール内への出店を支援する企業もあれば、自社のアプリ（プラットフォーム）を有している企業もある。なお、越境 EC の場合でも、完全に中国国内の EC と同じわけではなく、関税などの規制や、集金の仕組みなどには注意が必要であるため、外部のアドバイザーを活用することも有効だろう。

インフルエンサー・マーケティング

中国 EC で特徴的なものに、インフルエンサー活用による販売促進がある。日本でも著名ユーチューバーなどが起用されるが、中国ではインフルエンサーを活用した売り方が広範にみられる。Weibo や TikTok などの SNS 内で、有名なインフルエンサーに、自社の商品を使ってもらう（実際には宣伝・実況販売に近い）ことにより、知名度向上と、SNS からのサイト誘導で、ダイレクトに売り上げにつなげる、というようなイメージである。

インフルエンサーの選定や売込みの巧拙など、不確定な要素も大きいですが、ネット販売のための KPI（購入に結び付く評価指標）・コンバージョンレート（最終的に購入に結び付く比率）などが追いやすく、データ自体はしっかり取れる。そのため、その後のマーケティング施策を立てやすいといった利点もある。また、最終販売数に連動させる成功報酬的なやり方を取ることができれば、費用対効果も可視化できる。ただし、このインフルエンサーを活用する場合には、当然のことながら相応の費用がかかる。トップクラスのインフルエンサーは、数千万円以上とも言われるため、自社の販促プラン・予算を考慮して依頼することになる。

一方、インフルエンサーに対しては、2021 年あたりから風向きが変わってきた。個別の事例は避けるが、有名なインフルエンサーが脱税で数十億円の追徴課税というようなニュースもある。また、このように処罰されたインフルエンサーは、ネット上・社会的に強い批判にさらされるため、販促を委託する側のイメージにも影響が出かねない。今後は、インフルエンサーの選定も一層慎重に行う必要がある。

国潮（グオチャオ）

近年、中国国内では自国の製品・ブランドに対する評価が高まっており、外国製品に比べて優れているという印象を消費者が持ち始めている。特に、若い世代は、中国経済が豊かになってから消費者になっているので、中国製品に対する信頼が非常に高い。このような、中国製品・サービスを優れたものとして考えるトレンドは、国潮（グオチャオ）と呼ばれている。

長らくスポーツブランドは、欧米ブランドが高級・高機能のポジションを独占していたイメージだったが、最近では国内ブランドにも注目が集まっている。例えば、LI-NING（リーニン）である。もともと体操選手である李寧（Li Ning）が立ち上げたブランドで、中国消費者の間で人気となっている。

これは日本企業のマーケティングにとっては、大きな変化といえるだろう。日本製に対する良いイメージが徐々に薄くなり、プレミアム戦略が取れなくなってきたということの意味する。もちろん、個別の製品・サービスの状況によるが、日本ブランドが「高くても良いもの」、から、「単に割高なもの」に変化してしまう危険性をはらんでいる。今後は、「客観的・世界的に見て優れた製品」か、逆に、「日本の特徴（風情なども含む）を強く感じさせるもの」というように、より明確な訴求点を持ったものでないと勝負をしにくくなると思われる。

寝そべり族、養生ブーム

近年、中国では、経済・社会の状況等から、やや特徴的な嗜好の変化が起こってきている。

一つは、寝そべり族という若者のスタンス（マーケティング的に言えばセグメント）である。寝そべりながらネットを使って、それで生活が満たされる、立身出世のような野心は少ない、というような意味合いで使われているようだ。すでに豊かになった社会で、無理して上昇志向をもつ必要はない、あるいは（すでに高騰して手の出なくなった住宅事情などもあり）、頑張っても大して報われない。だったら、まったりとネットを見て過ごしていればいいじゃないか、というような状況である。モノ消費からコト消費の流れの中で、コト自体がネットで完結してしまっているようにも見える。当然、消費財については、どんどん買う、高額品を買うという方向にはなく、

物質的な欲求が小さく、物を買わない層の出現である。

もう一つは、養生ブームである。これは、単純に言えば、いわゆる健康ブームであり、必ずしもネット消費の中心たる若年層だけの言葉ではない。しかし、若年層でも、この養生ブームが起こっているとされる。もちろん、ポジティブな意味での健康ブームということもあるが、学歴主義に勝ち抜くための勉強や、仕事での成果主義の徹底などから、ストレス・疲れがたまっているためという説明をされることがある。また、前述の国潮と結びついて、生薬（漢方）的なものを使って養生することも多いようだ。ただし、寝そべり族とは若干異なり、養生ブームでは、高額な製品・サービス（高級エステ等）の消費も見られるため、消費財ビジネスからすれば、プラス要素も含んでいる。

消費財のマーケティング的に言えば、ターゲットセグメントの嗜好変化が起こっている状態である。訴求価値や投入製品そのものの再定義や、場合によっては、別な層、例えば中高年向けにターゲットを変更するなどの対応が必要になってくるのではないかと考えられる。

3. まとめ、および、これからの中国市場との向き合い方

ここまで、日系企業にとってのいくつかの側面・動きを書いてきた。まとめると、市場の拡大、および、越境 EC の普及（による参入ハードルの低下）はプラスだろう。一方、国潮による中国ブランドへの嗜好変化、寝そべり族・養生ブームは、大きく見るとマイナス方向となる。

さらに EC についていえば、リアル店舗の意義や機能・役割も変化してくる。消費財については、リアル店舗での顧客との接点の拡大（広範囲の配荷）を行う場合には膨大なコストがかかるため、リアル店舗のみの戦略は、なかなか成立しなくなってきたと考えられる。今後は、EC で導入し、リアル店舗で量的拡大を狙うなど、リアル店舗⇄EC の好循環を起こすことが中心的な戦略になってくると考える。例えば、越境 EC でテスト的に商品投入し、反応を見ながら中国のリアル店舗に展開する。逆に、リアル店舗は手に取って実感してもらうショールーム的に使い、実販売は EC で即日宅配するような形もあるだろう。EC 化の進んだ中国の場合は、（日本市場での取り組みと比較して）まずは、EC で先んじる、あるいは、EC を中心に据える、という戦略的な転換が必要になるのではないかと考えている。

最後になるが、中国市場で EC チャネル（越境にかかわらず）を行うにあたって、必要なものはスピード感である。変化の速い中国市場では、本稿で見てきたようなトピックは、おそらく 2、3 年後には全く様相が変わっているだろう。越境 EC は、法制度・税制が変化し使いにくくなることもあり得るし、消費者の嗜好にいたっては短いサイクルでブームが勃興するような状態になることもあり得る。

そのため、計画を緻密に立てすぎることなく、大きな戦略策定（ターゲットセグメント設定、プロモーション、予算概算程度）を行ったら、まずはスタートし、その後、臨機応変に小さな修正を繰り返していくというスタンスに行動様式を切り替えていくべきだろう。

< 参考資料 >

JETRO 『中国 EC 市場と活用方法 (2021 年 6 月)』

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/0f325ff0aaf3c1b8.html>

PRTIMES 『中国「独身の日」Tmall 美顔器カテゴリ*1 における販売実績 6 年連続 1 位を記録』

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000229.000019071.html>

ネットショップ担当者フォーラム

『【2020 年中国「独身の日」まとめ】輸入品売れ筋ランキング 1 位はヤーマン。4 位 花王、5 位 資生堂』

<https://netshop.impress.co.jp/node/8244>

日本経済新聞 『対中越境 EC、SNS が示す日本ブランドの陰り』

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ2292J0S1A120C2000000/>

チャイトピ! 『【最新データ】中国 EC 市場の現状 (B2B、B2C、越境 EC 含)』

<https://www.chaitopi.com/2020/07/06/china-ec/>

Ebisumart media 『【2020 年度版】越境 EC 市場のまとめ! 日本・中国・アメリカ』

<https://www.ebisumart.com/blog/global-ec-rate/>

Inagora

<https://www.inagora.com/company/>

JBPress 『「国潮」ブームで国産が人気、中国の Z 世代に何が起きているのか』

<https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/68137>

海外ファッションニュース-アジア

『【中国を賑わす「国潮」とは何か】中国ブランドリーニン (李寧) の躍進の秘密』

<https://world-fn.com/lining-china-brands/>

日本経済新聞 『中国消費、草食系「寝そべり族」増加 共産党も危機感』

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM1606I0W1A610C2000000/>

COURRiER Japon 『中国の若者に広がる「寝そべり族」 向上心がなく消費もしない寝そべっているだけ主義』

<https://courrier.jp/news/archives/248461/>

マナミナ 『中国 Z 世代の新しいトレンド「養生ブーム」を徹底調査!』

<https://manamina.valuesccg.com/articles/1567>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : skubodera@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

13 ページから 23 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



中国の抑制「成功体験」とその束縛: 社会保障・規制はさらなる強化へ

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券
 インベストメントリサーチ部
 チーフエコノミスト 李智雄

安定成長で十分な中国は、規制強化を含めた社会保障重視へとより傾倒していくだろう

政治体制に対する複雑な議論はあるものの、中国が新型コロナウイルスによる犠牲者の増加を大きく抑え込めたという事実は残る。その中国は、経済構造の変化に伴う成長率低下という現実直面しており、その結果、政策の焦点を経済成長率重視の「量」から社会保障強化重視の「質」へと移行せざるを得なくなっている。今回のいわゆる「成功体験」は、中国政府を、規制強化を含めた社会保障重視へとより傾かせる可能性が高い。それはつまり財政負担の拡大でもあり、債務累積の継続でもある。とはいえ、一旦は債券の国内消化によって、問題が短期的に顕在化する可能性は低いだろう。

新型コロナウイルスの影響は、政治体制の在り方への議論や寿命に及んだ

新型コロナウイルスの影響を受けても、中国の平均寿命は大きく変わらなかった

新型コロナウイルスの影響は、経済活動はもちろんのこと、政府・政治体制の在り方の議論にまで及んでいる。

ワシントンポスト紙は2020年3月、「コロナウイルスが最初の民主主義を殺す」と題した記事を出した。ハンガリー議会が、COVID-19対策という名目で、ヴィクトール・オルバン首相に政令による統治権を与えると議決したことに関連しての記事である。また、フリーダムハウスは、新型コロナウイルスの流行が始まって以来、80カ国で民主主義と人権問題が悪化し、特に感染の抑制に苦勞している民主主義国家と高度な抑圧国家で急激に悪化していると報告している。

ブルッキングス研究所も、「COVID-19は新たな種類のストレステストを引き起こし、グローバリゼーション、民主的な意思決定、科学と情報の信頼性、ひいては破壊的な出来事に対処する民主的モデルの能力に疑問を投げかけることになった」と指摘している。

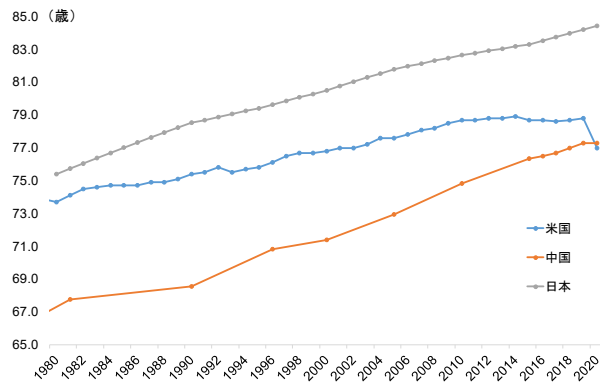
今回の新型コロナウイルスという世界的な災害を受け、高い不確実性と強い脅威のもとでその対処に追われた政府自身が、さまざまな検証を経た上で、よりその時代、国や地域に適した政治体制を問われていくことは間違いない。

だが、その政治体制がどうであれ、結果として、各国・地域において、失われた人命の数に差が出てしまったことは事実である。

その結果、2020年の米国と中国の平均寿命は逆転している。具体的には、米国の2020年の寿命(Life expectancy)は77.0歳と、2019年の78.8歳より大幅に低下した。米国疾病対策予防センター(CDC)は「年齢調整死亡率」が16.8%上昇したことが寄与したことを説明に挙げている。一方で、中国は新型コロナウイルスの影響で失われた人命が少なかったこともあり、寿命は2019年に77.3歳、2020年も77.3歳と横ばいとなった。その結果、米中の寿命が逆転した形になっている。

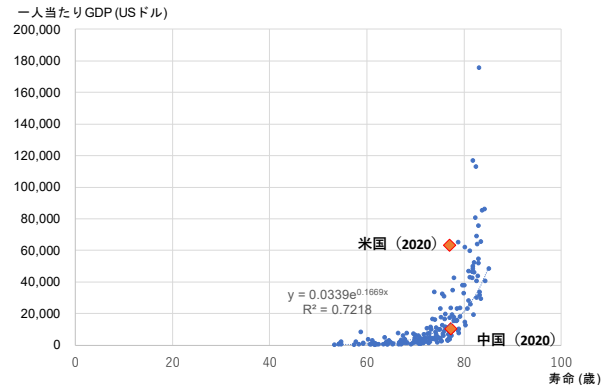
一般的に、平均寿命は一人当たり GDP と正の相関にある。その意味で、2020年ベースで一人当たり GDP が 63,414 ドルの米国と、10,435 ドルの中国の寿命が逆転することは、通常は想定されることではない。

図表 1. 平均寿命の推移



出所：全米保健医療統計センター、中国国家统计局、国連より MUMSS 作成

図表 2. 一人当たり GDP と平均寿命 (2019年)



出所：国連より MUMSS 作成

中国にとって抑制の「成功体験」は何を意味するのか

中国における新型コロナウイルスによる新規感染者数及び死亡者数は、世界的に見てもかなり低い。それは中国にとって、他国に比べて抑制に成功したという意味で、一つの「成功体験」になっているようだ。

その自信の表れは「民主主義とは何か」という中国独自の議論の開始にも表れており、例えば中国国務院新聞弁公室は、2021年12月4日、『中国の民主』と題する白書を発表し、中国が西洋の民主主義モデルをそのまま模倣するのではなく、中国式民主主義を作り上げたとし、人民が主役であることが中国の民主主義であると強調している。

政治体制や民主主義の在り方に対する議論は重要であるが、ここでは、多様な政治体制がある中で、中国の成功体験が今後、どのような形で経済運営に影響していくのか考えてみたい。

中国が直面している「ペティ・クラークの法則」と、それを受けた政策焦点の変化

「量から質」という政策の変更の背景には、「ペティ・クラークの法則」

まず踏まえておかなければならないのは、中国の経済成長率が高度成長期から安定成長期への移行を完了しつつあるという点である。背景には「サービス化」が進んでいることがある。具体的には、中国 GDP の産業構造別比率を見ると、サービス業を中心とする第三次産業の割合は 1980 年代以降、拡張が続き、2012 年には製造業を中心とする第二次産業を上回った。

その後も振れはあれど上昇を続け、2021 年には 53.3% となっている。一国の経済発展に伴い、同国の産業構造の比重が、第一次産業から第二次産業、そして第三次産業へと移行していくという、いわゆる「ペティ・クラークの法則」が成り立っているわけである。今後も経済成長は続くため、例えば日本の第三次産業（農林水産業、鉱業、製造業、建設業以外で定義）の割合である 73.1% (2020 年、内閣府)、米国の 83.1% (2020 年、BEA) あたりまで上昇していく可能性がある。

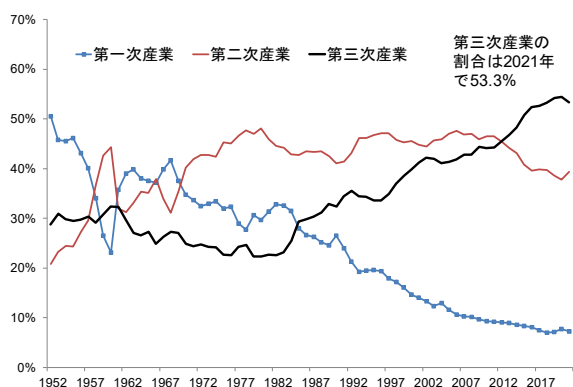
なお、「ペティ・クラークの法則」の説明の一つは、需要の所得弾力性の差異によるものである。需要面から見た場合、第一次産業に主に該当する食料に対する需要の所得弾力性は、工業中心の第二次産業よりも低い。つまり、使うモノは比較的多く買えるが、食べるモノには限界がある。サー

ビスを中心とした第三次産業の需要の所得弾力性は、その第二次産業よりもさらに高い。結果、所得が上昇するほど、第三次産業の割合が高まっていくというわけだ。

問題は第三次産業の一人当たり生産性は一般的に第二次産業よりも低いこと

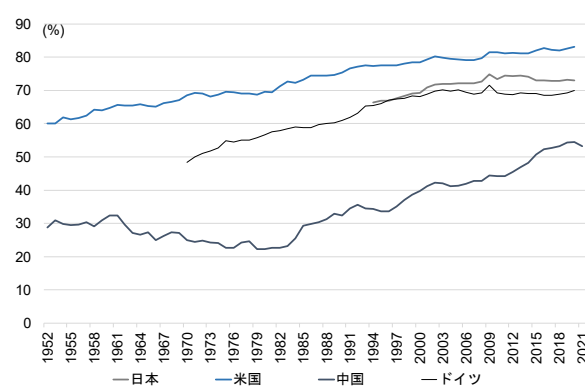
問題は、第三次産業における雇用者一人当たりの生産性（雇用者一人当たりのGDPとして計算）が、第二次産業よりも低いことである。つまり、「サービス化」とは、中国において実質生産性が低い産業の裾野が広がっているということであり、中国经济が全体として成長率が上昇しにくくなっていることを意味する。

図表 3. 中国 GDP 産業別割合



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 4. 各主要国の「ペティ・クラークの法則」：第三次産業の GDP に占める割合



出所：米商務省 BEA、ドイツ連邦統計局、中国国家统计局、内閣府より MUMSS 作成

中国政府は成長の「量」ではなく「質」をより重視している

その結果、中国政府の政策の焦点は「量から質」へと変化している。GDP を軽視しているわけではないが、ほかに重要な論点——社会保障をはじめ、一般大衆の満足度を引き上げるべく、安全・安心に関わる規制強化や環境保護など——がより強調されているのが、第 14 次 5 カ年計画下の中国である。

それでは、政策上、重視されるべき「質」とは何か。人民の満足度を高めることが重要だとするならば、それは二通りの方策で行われていくと考えられる。一つは中長期的な満足度を高めるもの、もう一つは短期的な満足度を高めるものだ。

前者は主に社会保障の強化である。中国政府は限られた財政の中で優先順位を決め、取捨選択を行うなかで、特に社会保障を徐々に手厚くしている。例えば、GDP 比で見た社会保障関連費用は、歳出の他の項目に比べて速いペースで拡大している（後述）。年金や医療保険、そして雇用関連手当の充実などがそこに含まれよう。だが、国が提供する社会保障はその対象も範囲も広いため、個々人の満足度を高めるためにはどうしても費用と時間がかかってしまう。

そこで、もう一つの方策が必要となる。短期的な不満を解消する方法だ。国民からの不満を解消することで、不満が全体的に広がることを阻止するやり方である。具体的には、消費者権益を保護する形として現れる。その代表例が環境規制であろう。

環境関連の規制強化は、多くの場合、経済成長とトレードオフの関係にある。例えば大気汚染を憂慮し、石炭火力を抑えれば、生産は抑制され、経済成長率は鈍化してしまう。

中国は2013年に「大気汚染防止行動計画（大気十条）」を公表しながら、実際にはその執行は厳格ではなかった。しかし、2016年に第1巡中央生態保護督察を開始し、企業のみならず地方政府も監査、住民告発などを活用する形で執行を強めた。その背景には、経済構造上減速する経済成長率に対して、住民の不満の源である環境汚染防止の優先順位の高まりがあったと考えられる。

不動産市場関連の規制強化や教育産業に関する規制強化も、同様の文脈であると理解できる。

重要なのは、経済構造上、「サービス化」が今後も進展する中国は、成長率を押し上げる政策ではなく、成長率を安定させつつ、その中身を重視する、いわば「量から質」への政策を採らざるを得ないため、社会保障関連の支出や消費者権益保護強化のための規制強化は継続するという点だ。

それは医療技術の進展を含め、安全・安心のための規制強化へと続き、企業はその規制を満たすため、財・サービスの高品質化を続けざるを得ない。同時に、一定の基準を満たすことができなかった場合は、国内、海外企業問わず、市場からの退出を余儀なくされよう。

中国は人口問題に加えて、「質」強化のため、社会保障関連費用を増やさざるを得ない

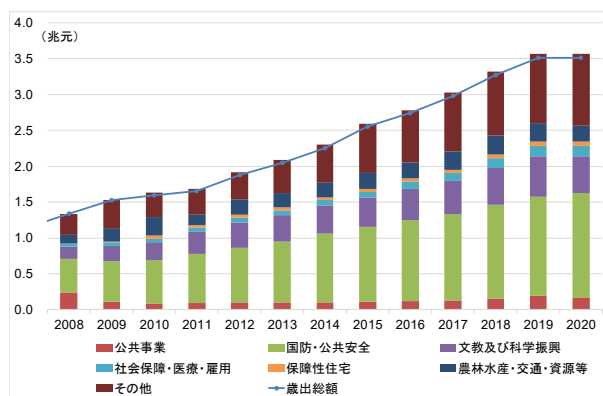
中国の「成功体験」は、「質」重視の政策をより強化する方向に働かざるを得ない

その上で今回の新型コロナウイルスへの対処という「成功体験」を考えてみると、それは、国内外に対して中国の政治体制及び政策方針の正当性をさらに強調する方向に働く可能性がある。

結果、社会保障費用は今後も増え続けるだろう。

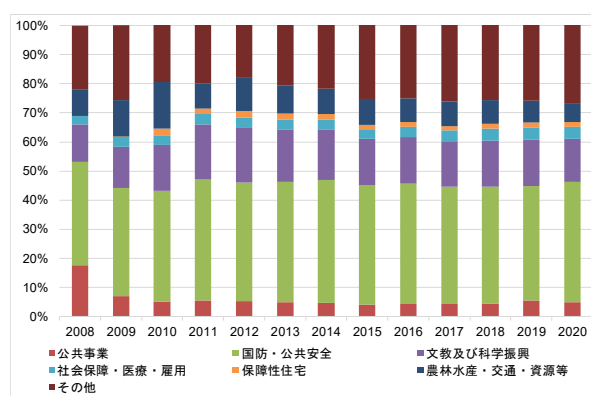
2010年対比で2020年は中央政府の歳出は2.19倍となったが、社会保障・医療・雇用費用は2.79倍と、主要項目のうち最も伸びた項目となった。地方政府の歳出では、全体が2.85倍となった一方で、同項目は3.75倍となっている。なお、歳出全体に占める割合は、中央政府では2010年の3.3%から4.2%へ、地方政府では2010年の18.2%から2020年には23.9%へと拡大している。

図表 5. 中央政府歳出の推移



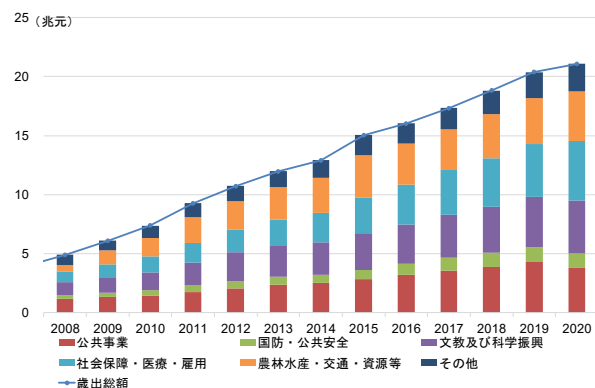
出所：中国財政部より MUMSS 作成

図表 6. 中央政府歳出、主要項目の割合



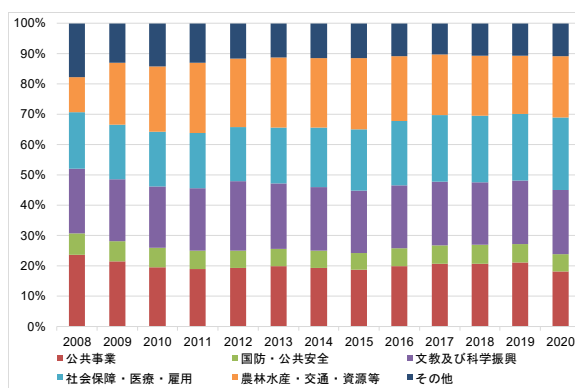
出所：中国財政部より MUMSS 作成

図表 7. 地方政府歳出の推移



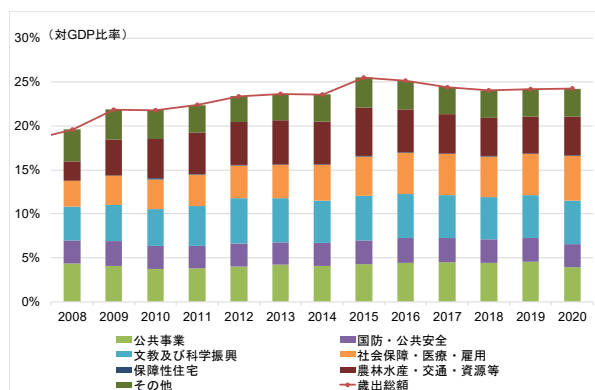
出所：中国財政部より MUMSS 作成

図表 8. 地方政府歳出、主要項目の割合



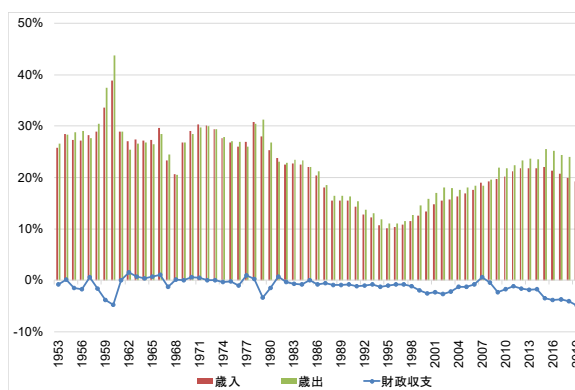
出所：中国財政部より MUMSS 作成

図表 9. GDP 対比歳出の推移 (中央+地方)



出所：中国財政部より MUMSS 作成

図表 10. 財政収支の推移 (対 GDP 比率)



出所：中国財政部より MUMSS 作成

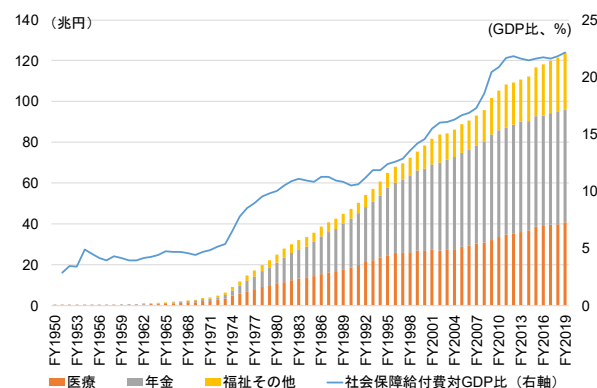
参考として、日本の例を振り返っておく

なお、参考までに日本の社会保障給付費の推移を示しておく。1975年にはGDP対比7.7%だった社会保障給付費は、1985年度に10.8%、1995年度に12.4%、2015年度に21.6%へと拡大している。

周知の通り、日本の社会保障給付費を押し上げている要因の一つは人口問題である。その中でも、元は「2007年問題」と呼ばれていた、「団塊の世代」(1947年～1949年生まれの第一次ベビーブームの世代)の引退のタイミングである。定年延長の定着により、後に「2012年問題」と呼ばれた。

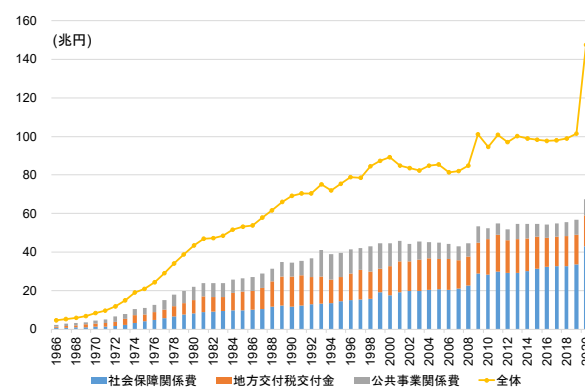
その後、団塊の世代が全て65歳以上の前期高齢者となり、年金の全額が給付される年齢に達する「2015年問題」、そして団塊の世代が全て後期高齢者にあたる75歳以上に到達することで、年間医療費が大きく膨れ上がる「2025年問題」(75歳以上の一人当たり医療費は92.0万円と、75歳未満の21.9万円の4.2倍：厚生労働省「医療費の動向調査」、2020年)と、人口問題は日本経済、そしてその財政に大きな課題を与え続けている。

図表 11. 参考：日本の社会保障給付費の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所より MUMSS 作成

図表 12. 参考：日本の歳出主要費目の推移



出所：財務省より MUMSS 作成

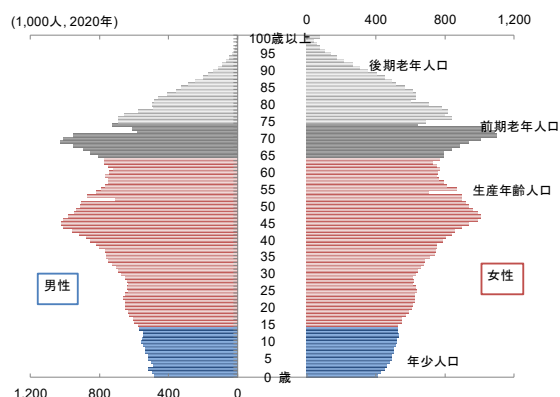
中国の引退者も 2019 年から 2029 年にかけて集中する

中国の人口ピラミッドを見る限り、中国は 2019 年から 2029 年にかけて、引退者が増える見通しだ。引退年齢を考えれば、男性の引退者のピークは 2029 年、女性は 2019 年から 2024 年にかけてであろう。

なお、中国の引退年齢は、男性は一律満 60 歳、女性の幹部は満 55 歳、工人は満 50 歳となっている。中国政府は今後、引退年齢の引き上げを徐々に行っていくとしている。例えば年金受給年齢は徐々に引き上げていくとして、その政策は「16 字方針」、あるいは「小歩調整、弾性実施、分類推進、統籌兼顧」、つまり小幅に調整し、柔軟に受給者側に選択肢を与え、男女や職種などで分類して、関連する政策や補償措置の改正を行った上で推進するとのことだ。

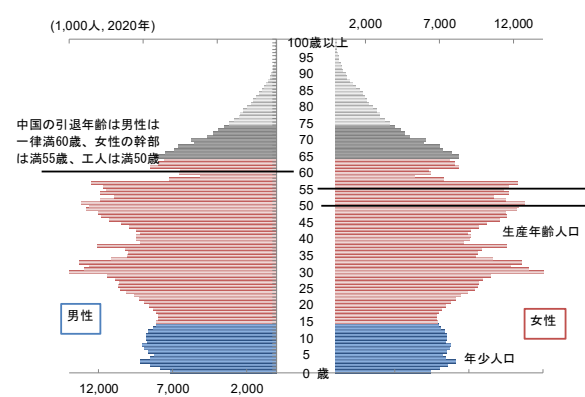
だが、受給開始年齢の調整の具体的な導入方法や時期が明示されているわけではなく、一旦は引退者の増加とともに、社会保障関連費用が膨らむことが想定される。

図表 13. 参考：日本の人口ピラミッド (2020 年)



出所：総務省より MUMSS 作成

図表 14. 中国の人口ピラミッド (2020 年)



出所：米センサス局より MUMSS 作成

中国の生産年齢人口のピークは2010年

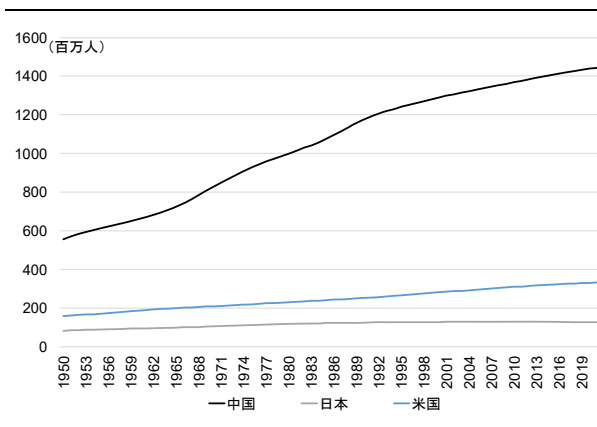
より幅広い意味での人口問題としては、総人口に占める生産年齢人口の割合の低下がある。それは財政の支え手の減少を通じ、社会保障制度の基盤を弱体化させる。

そこで、中国の生産年齢人口（ここでは他国との比較上、15歳～64歳と定義）の総人口に占める割合を見てみると、2010年がピークとなっており、今後、社会保障負担は増大せざるを得ないことが示唆されている。

なお、日本の定年については、2006年4月の「高齢者雇用安定法」の改正によって、2013年度までに事業主は65歳への定年延長、60歳定年を前提にした65歳までの継続雇用、定年制廃止、という3つのいずれかを選択するように義務付けられた。

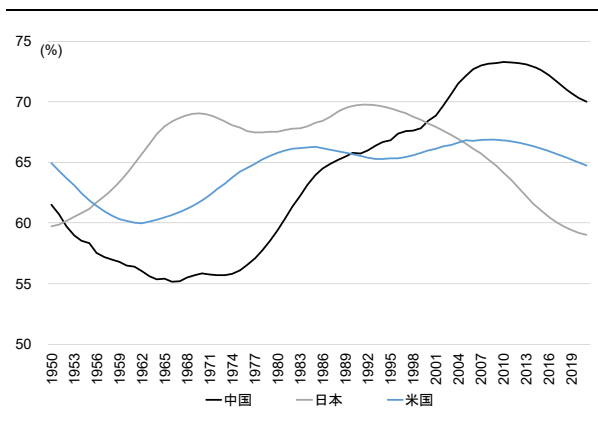
現在、中国の社会保障関連費用は対GDP比で5.1%である（2020年、前掲図表9参照）。中国の同数字は、内訳の項目の詳細が異なるので単純比較が難しいことを踏まえた上で、あえて言えば、日本において年金を中心に社会保障給付が急拡大する直前の1972年度（社会保障給付費はGDPの5.17%）に近い形となる（前掲図表11参照）。

図表 15. 人口推移（中国、日本、米国）



出所：国連より MUMSS 作成

図表 16. 15～64歳人口比率の推移（中国、日本、米国）



出所：国連より MUMSS 作成

「一人っ子政策」の廃止とその後：十分な成果は上がらず

だが、人口問題という点では、中国の方が過去の日本より深刻であることは周知の事実である。その理由は1979年から2015年末まで実施された「一人っ子政策」にある。

人口問題は、途上国においては元来「人口の罨」として、子どもの数が多すぎて食糧不足に陥ることに加えて、人的資本が十分に形成されないことを指す。1970年代に爆発的に人口が増加した中国が直面していたのは、まさにこの「人口の罨」である。それに対して、中国政府は社会全体の貧困化を防ぐため、1組の夫婦が儲けることができる子どもの数を制限する「一人っ子政策」を1979年に導入した。

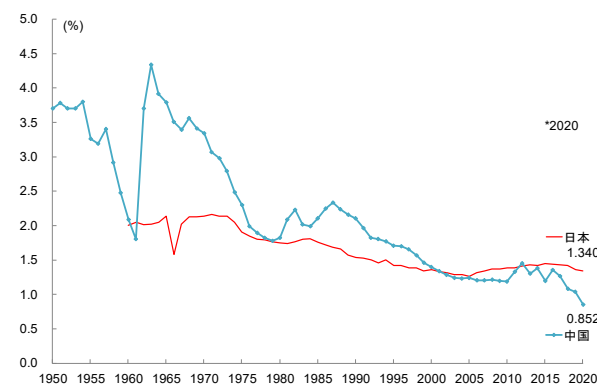
結果、中国の出生率は抑えられた。具体的には1969年に3.41%だった出生率は、1979年に1.78%へと低下した。短期間に人口抑制による出生減を達成した国は世界でも稀である。

しかし、問題はその後である。高度成長期が終わりを迎え、2010年に入ると経済成長率が持続的に低下した。その後の経済成長の持続性を考えれば、資本、技術に加えて、人的資本の投入強化が必要となる。

そこで中国政府は「一人っ子政策」の廃止を2015年末に決定した(実施は2016年1月1日より)。そして、その後、2021年6月に産児制限をさらに緩和、夫婦1組につき3人まで子どもを儲けることを認めた。

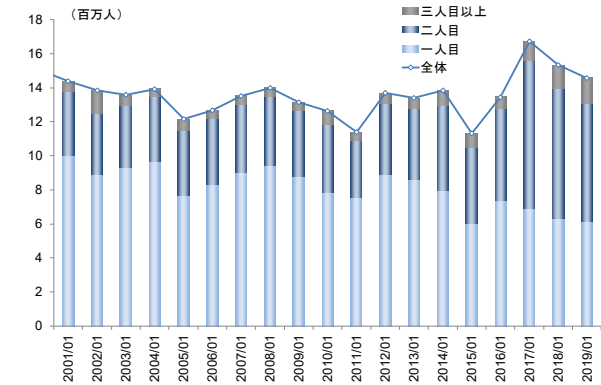
だが、十分な成果が出ているとは言い難い。確かに「一人っ子政策」が撤廃された直後の2016年の出生率は1.357%と、2015年の1.199%から改善した。さらに、出生児に占める2人目、3人目の割合もその後、上昇している。ただし、2017年以降は再び下方トレンドに戻ったほか、直近では新型コロナウイルスの影響も大きく、2020年は0.852%と2019年の1.041%から大幅に低下している。新型コロナウイルスの影響が徐々に和らいでいけば、出生率も多少は改善すると考えられるが、1980年代後半より続いている下方トレンドが大きく変わるとは考えにくい。

図表 17. 出生率の推移



出所：中国国家统计局、厚生労働省より MUMSS 作成

図表 18. 中国出生者の内訳



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

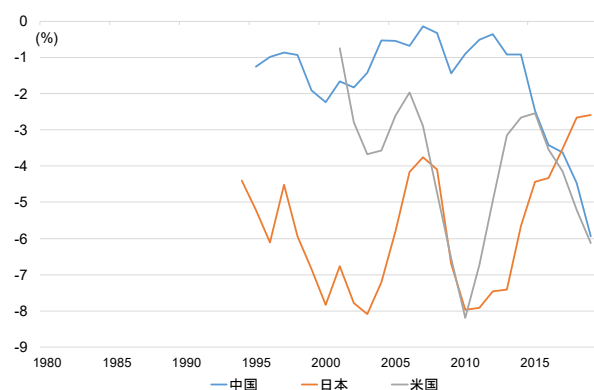
中国は財政負担もあり、まだ「本気」を出していないだけではないか

中国政府はこの少子化問題を解決できないのだろうか。そうではなく、十分な政策を打ち出すインセンティブが、「まだ」低いからであると考えられる。人口問題は、少子化だけではない。高齢化も問題の一つだ。だが、両者ともに解決するには財政負担が大きい。さらに言えば、少子化対策で成功している国は、スウェーデンやフィンランド、フランスなど少なくない。

そこで、まずは、実際に不満の声を上げやすい現役世代の満足度を高めるための「質」重視の政策を手厚くした上で、今後、財政に多少余裕が出てくるか、あるいは本当に必要となったタイミングで、人口増の対策を大幅に強化してくる可能性が高いのではないかと考えられる。

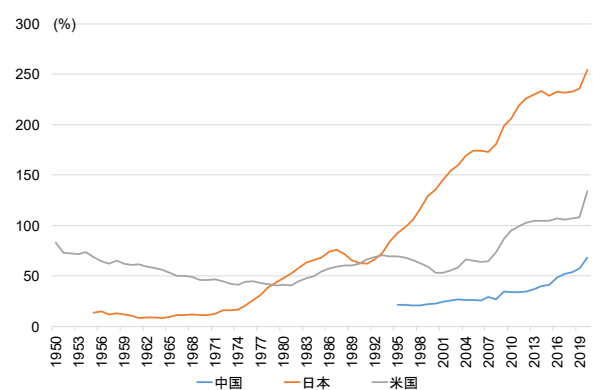
いずれにせよ、中国は、まずは現役世代の不満解消と「高齢化」対策、そして今後は「少子化」対策と、社会保障給付費の増加を避けることができないだろう。経済成長率が高度成長から安定成長に向かいつつある中、財政収支がすでに GDP 対比で 6.6%の赤字(2020年、なお2019年は4.9%の赤字：前掲図表 10 参照)と、赤字が2020年まで13年連続している中国政府の債務状況が改善に向かうことは、現時点では考えにくいと言わざるを得ない。なお、2020年末時点の中国の公的債務の GDP 比率は 68.04%となっている。

図表 19. 構造的財政収支対 GDP 比率の推移



出所：IMF より MUMSS 作成

図表 20. 公的債務対 GDP 比率の推移



出所：IMF より MUMSS 作成

中国の債務は拡大していく可能性が高い。だが、それは消化可能か

中国国内で、債務消化の担い手が育ってきていると考えている

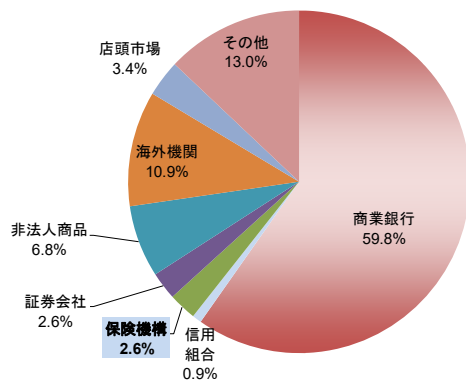
だが、同様の状況、つまり成長率が低下しながら、社会保障費用が高（かさ）み続けたという状況は、すでに多くの国で経験済みである。その代表とも言える日本の財政状況が、なぜ通貨価値の暴落や債券価格の暴落へとつながっていないのか。この点についての説明は諸説あるが、その一つは、国内においてその債務の多くが消化可能というものであると思う。

同様のロジックが、現時点の中国についても成り立つようだ。その前にまず、非常に大雑把に日本の国債の保有者割合の変遷をたどってみると、発行される国債のデュレーションの長期化に伴い、主な保有者は銀行から保険会社へと移り変わり、近年では中央銀行の保有が増えているようだ。

今後、商業銀行から保険機構へと債務消化の担い手は徐々に変わっていくのでは

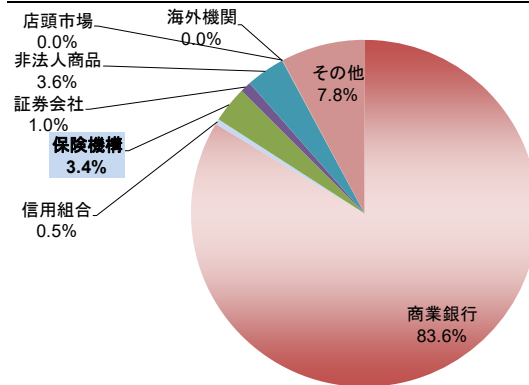
そこで、中国の中央政府債及び地方政府債の保有状況を見てみると、2021年12月時点で商業銀行の割合が圧倒的である。具体的には、中央政府債に占める商業銀行の割合は59.8%、地方政府債に至っては83.6%である。さらに言えば、中国の中央政府債及び地方政府債のデュレーションが長期化していることに加えて、保険料収入の割合は高まっている。つまり、今後は中国債の保有者としての保険機構の役割が増すことによって、中国債の国内消化がしばらくの間は可能なのではないかとわれわれは考えている。

図表 21. 中央政府債保有者割合 (2021年12月)



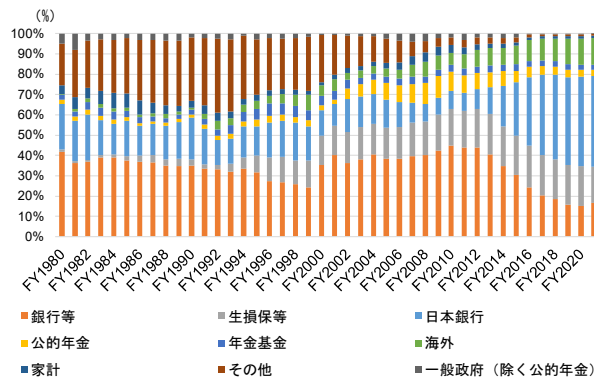
出所：中央国債登記結算有限責任公司より MUMSS 作成

図表 22. 地方政府債保有者割合 (2021年12月)



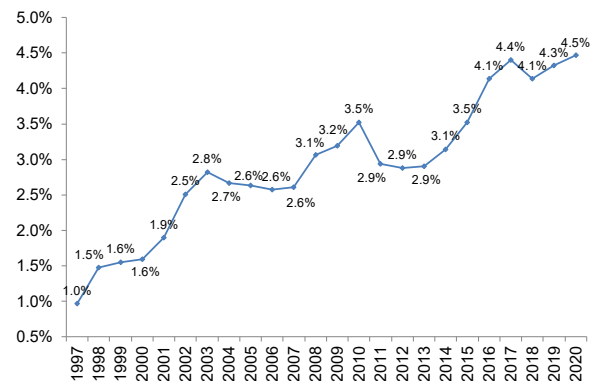
出所：中央国債登記結算有限責任公司より MUMSS 作成

図表 23. 参考：日本国債保有者別割合



出所：日本銀行より MUMSS 作成

図表 24. 保険料収入 GDP 比率



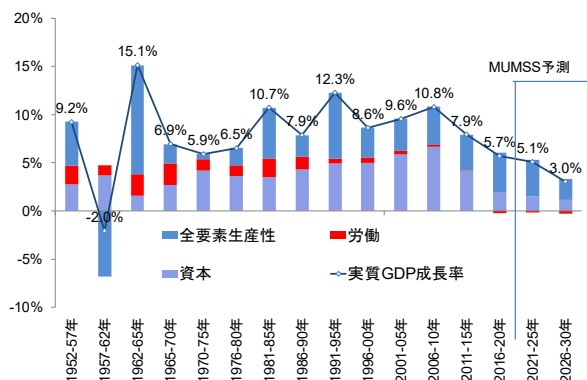
出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

中国中長期の成長率：鈍化せざるを得ない

最後に、中国の中長期的な成長率に関する見通しにも簡単に触れておこう。今後、中国は技術進歩率、資本増加率、労働投入増加率の全てが鈍化することで、趨勢として経済成長率は鈍化が避けられないとわれわれは考えている。

その中でも特に重要なのは労働投入である。人口問題という名称では、労働可能人口の「数」が話題になりがちだが、より重要なのは労働時間の減少である。労働時間は、(1) 社会保障強化に伴う制度変化からくる労働時間の減少という供給面の影響と、(2) 人々の所得上昇に伴う消費構成の変化によるレジャー時間の拡大、という両面から縮小する。これが労働投入全体を今後、押し下げていくことになる。

図表 25. 中国の成長会計分析による予測



注：2010年までは丸川知雄（2013）『現代中国経済』表1-1より。2011年以降は同著を参照に『中国統計年鑑』よりMUMSS作成。見通しはMUMSS。

出所：国家統計局国民経済核算司編『中国国内生産総値核算歴史資料1952-2004』、丸川知雄（2013）『現代中国経済』、よりMUMSS作成

図表 26. 中国の成長会計分析による予測（表）

年平均	GDP成長率	資本増加率	就業者増加率	全要素生産性(TFP)成長率	成長に対する寄与率			労働分配率(推計)
					全要素生産性	資本	労働	
1952-57年	9.2%	8.6%	2.8%	4.6%	50%	30%	20%	0.68
1957-62年	-2.0%	9.7%	1.7%	-6.8%	-	-	-	0.62
1962-65年	15.1%	4.5%	3.4%	11.3%	75%	10%	15%	0.65
1965-70年	6.9%	6.8%	3.7%	2.0%	29%	38%	33%	0.61
1970-75年	5.9%	9.5%	2.1%	0.6%	9%	71%	20%	0.56
1975-80年	6.5%	7.8%	2.1%	1.8%	27%	55%	17%	0.54
1981-85年	10.7%	8.2%	3.3%	5.3%	49%	33%	18%	0.57
1986-90年	7.9%	9.5%	2.4%	2.3%	29%	54%	17%	0.55
1991-95年	12.3%	10.0%	1.0%	6.9%	56%	40%	4%	0.51
1996-00年	8.6%	9.9%	1.2%	3.1%	36%	58%	7%	0.50
2001-05年	9.6%	10.7%	0.7%	3.4%	35%	61%	3%	0.45
2006-10年	10.8%	11.7%	0.4%	4.0%	37%	62%	2%	0.43
2011-15年	7.9%	8.2%	0.1%	3.7%	48%	52%	0%	0.49
2016-20年	5.7%	4.6%	-0.3%	4.1%	78%	34%	-5%	0.59
2021-25年	5.1%	3.8%	-0.3%	3.8%	73%	31%	-3%	0.60
2026-30年	3.0%	2.8%	-0.5%	2.2%	73%	37%	-10%	0.60

注：2010年までは丸川知雄（2013）『現代中国経済』表1-1より。2011年以降は同著を参照に『中国統計年鑑』よりMUMSS作成。2016～20年のGDP成長率は実績。見通し（水色のハイライト部分）はMUMSS。

出所：国家統計局国民経済核算司編『中国国内生産総値核算歴史資料1952-2004』、丸川知雄（2013）『現代中国経済』、よりMUMSS作成

(執筆者連絡先)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住所：東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL：03-6627-5234

**「安定」強化に乗り出すか**

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
チーフアナリスト 井野鉄兵

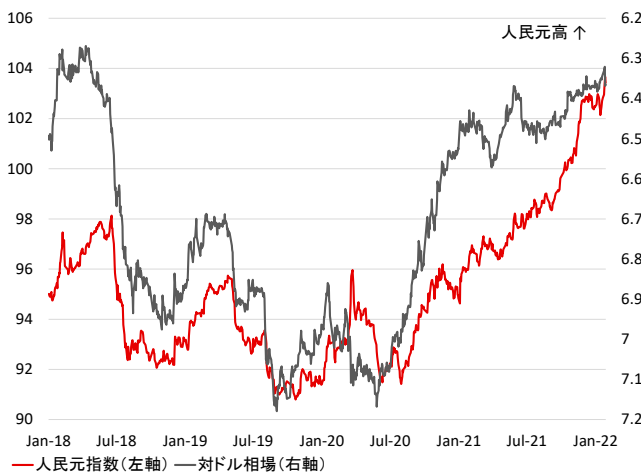
2 月のレビュー

中国人民幣対ドル相場は、春節休暇明けの 7 日 6.35 台半ば前半で取引開始した。休暇後の資金需要の低下もあって、翌 8 日にはやや人民幣安に振れ 6.37 台まで下落するも、その後は底堅く推移。15 日以降は 1 月後半と同様に人民幣高が優勢となり、月末にかけて 1 月末高値である 6.32 絡みの水準を更新する動きとなった。ロシアがウクライナ侵攻に着手した 24 日の為替市場はいわゆるリスク回避のドル高となったが、人民幣への波及は限定的。むしろ翌 25 日には、2018 年 4 月以来となる 6.31 絡みの水準まで上昇している。対円相場は、月初の円安進行に連れて 1 月初に記録した 18.2 台半ばの高値更新を試す展開。ウクライナ情勢などを踏まえ、金融市場のリスク回避色が強まったことから、円高地合いともなったため、同水準近辺では上値重く推移したものの、月末にかけても人民幣高圧力が継続したこともあって、25 日には一時 18.3 台まで上伸している。

2 月も結局は人民幣高地合いが継続した

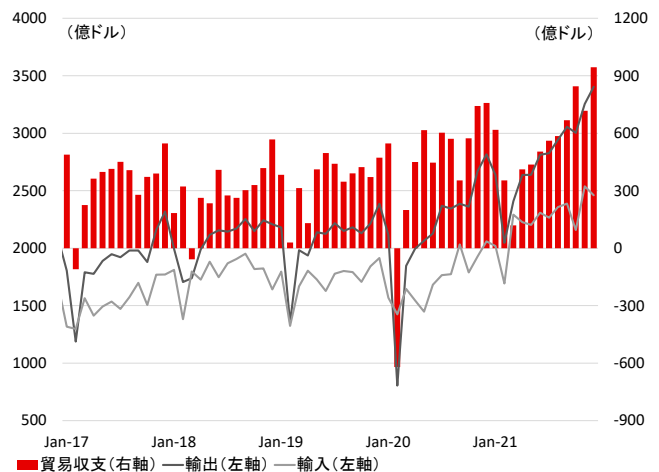
1 月末からの春節休暇明け後、月前半の対ドル相場は概ね横ばい圏で推移した。休暇後は（人民幣）資金需給の緩みから、為替市場でも人民幣安が進行する可能性があるともみていたが、そうした見方は空振りに終わったと言える。月後半には人民幣高となったうえ、為替市場全体ではドル高が進行していたこともあり、結果的に CFETS 人民幣指数も大幅に上昇している（第 1 図）。これまで再三指摘してきたように、コロナ禍における貿易黒字の拡大により国内輸出勢の人民幣買いニーズが相応に蓄積されている模様だ（第 2 図）。休暇直前の米 FOMC を受けた人民幣安進行がそうした筋の人民幣買いを促したため、趨勢的な人民幣安地合いには転換しなかったとみられる。また、今年も春節休暇中から北京冬季五輪が開催され、その間も経済活動には一定の制限がかけられてきた。20 日に五輪が閉幕し、春節休暇明けの本格的な経済活動の再開を見据えるなかで、企業の資金需要も高まっているとみられ、為替市場を通じた（人民幣）資金調達も人民幣高を後押ししていると考えられる。

第1図：対ドル相場、CFETS 人民元指数



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：貿易収支



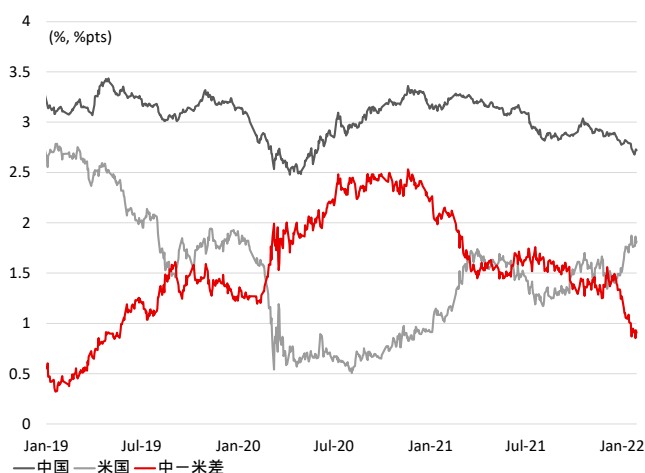
(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民銀は金融緩和姿勢を明確にしている

中国人民銀行は景気下支えのため、金融政策の緩和姿勢を鮮明にしている。12月、1月と2カ月連続で事実上の政策金利である最優遇貸出金利（LPR）を引き下げたほか、1月にはLPRのベース金利とも言える中期貸出ファシリティ金利の引き下げも決めた。2月は一旦金利水準の変更を見送っているものの、政府による価格統制や、ゼロコロナ戦略による内需抑制もあって、直近2月のインフレ率は消費者物価、生産者物価いずれも低下したことが確認された。人民銀の易綱総裁は「緩和的な金融政策の柔軟性を維持する」と発言しており、今後も利下げ等追加の金融緩和に踏み切る可能性が高いと言っているだろう。

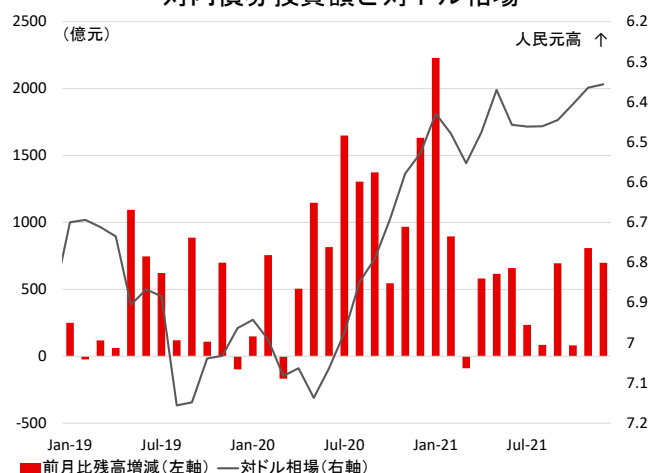
一方、米国はインフレ加速により金融政策スタンスが一層タカ派化しており、中国との金融政策の方向性の違いはさらに明確になっている。このため、中国－米国の国債利回り差も縮小が続いており、例えば10年物国債の利回り差は2019年5月以来の100bp割れという低水準で推移する。2020年後半の人民元高は、中－米金利差の拡大による対内証券投資の流入が要因のひとつとなっていた。かかる経緯に鑑みれば、足もとの金利差縮小は、対内証券投資の流出を招き、人民元安の要因になり得ると言える。しかし、たとえば直近1月のボンドコネクトを通じた中国国内への債券投資流入額は663億元（103億ドル程度）と12月対比微減にとどまる。実際のところ、引き続き相応の対内証券投資の資金流入が続いていると言えそうだ。昨年10月にFTSEラッセルが旗艦インデックスである世界国債インデックス（WGBI）に中国国債を組み入れたことで、中国国債への需要が続いていること、インフレを加味した（消費者物価ベースの）実質金利では依然プラス圏にとどまる中国国債への投資妙味が残っていることが要因だろう。

第3図：中・米長期金利



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：bond connectを通じた対内債券投資額と対ドル相場

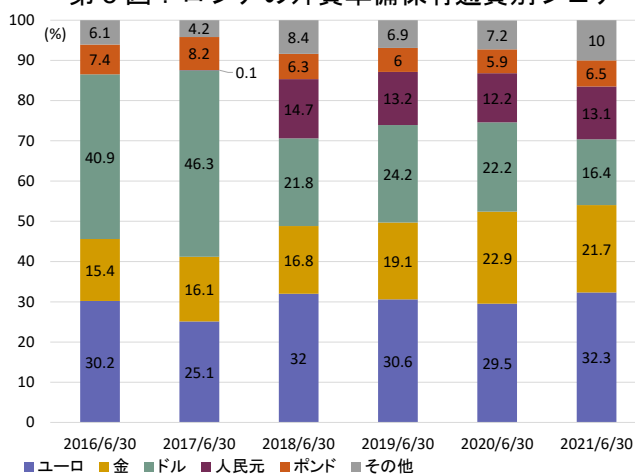


(資料) Bond Connect、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

ロシアの人民元買いがサポートに

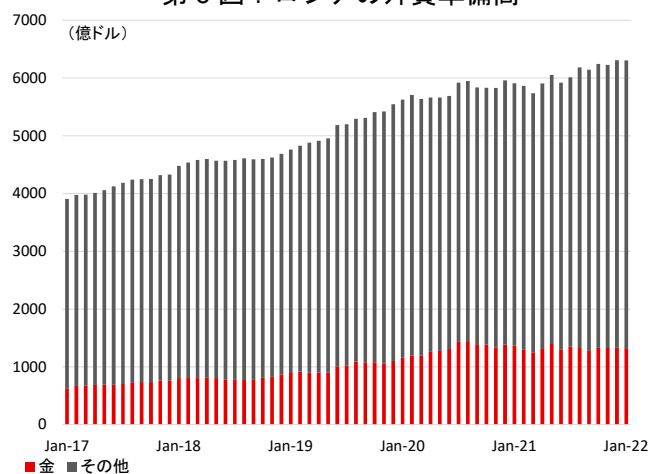
加えて足もとでは、ウクライナ情勢緊迫化を巡って、西側諸国から制裁を受けるロシアがドル代替の決済通貨として人民元の確保を進めているという見方がある。実際、ロシアはこの数年、外貨準備の運用通貨の見直しを進めてきた。そのなかで目立つのは人民元のシェア拡大である。ロシア中銀公表資料によれば、2017年から人民元を運用通貨に加え、直近2021年6月末時点までにそのシェアを13.1%まで引き上げている。この間、金やユーロへの配分も進めており、その分40%を超えていたドルのシェアは16.4%まで低下(第5図)。あたかも今回の対ロ制裁を見据えるかのような動きと言える。西側諸国はロシア大手銀行のSWIFTからの排除、ロシア中銀の外貨準備取引制限などを決めている。かかる事態は西側からその可能性があるかと予告されていたことから、ドルに代わる国際決済手段として友好国通貨である人民元保有の拡大を進めてきたとの観測を否定する余地は小さいだろう。なお、ロシアの外貨準備は直近1月で6,300億ドルを超える(含む金、第6図)。このうち1%でも人民元のシェアを拡大すれば63億ドルの資金流入になるという規模感である。

第5図：ロシアの外貨準備保有通貨別シェア



(資料) ロシア中銀より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：ロシアの外貨準備高



(資料) ロシア中銀より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

当局の人民元相場運営方針に注意

国内では、5日から始まる第13期全国人民代表大会第5回会議（通称「全人代」）が3月の注目イベントである。人民元相場について昨年は、2015年以来掲げる「合理的で均衡のとれた水準に安定させる」との運営方針を維持した。しかし、ドル高地合いのなかでも対ドル相場の上昇が続き、足もとでは6.31台まで人民元高が進行している。このため、CFETS 人民元指数は2015年8月以来の高水準に到達。もはや、かかる方針に沿った水準とは言い難い。国内勢の輸出競争力低下、輸出企業の収益下押し要因となるため、人民元高抑制のニーズは高いはずだ。中国当局は昨年、適格国内機関投資家(QDII)の投資枠拡大や、外貨建の預金準備率引き上げなどの人民元高対策を講じた。また、金融政策も明確に緩和方向に舵を切っている。ただ、同時に商品価格の上昇などに対する輸入物価抑制という社会的要請もあって、事実上の人民元高を容認せざるを得ない台所事情もある。当面は貿易・経常収支の黒字、対内証券投資の流入といった背景から人民元高圧力の継続が予想される一方、ウクライナ情勢緊迫化で原油価格の上昇ないし高止まりが見込まれるなかで、人民銀としてもファンダメンタルズに沿った人民元高は容認するという姿勢を維持するのではないか。したがって、全人代では人民元相場運営方針を「合理的で均衡のとれた水準に安定させる」のままとし、目先の人民元高を容認するとみておきたい。短期的にはまだ人民元高余地が残るということだ。一方、仮に「安定」の表現を強めるようであれば、人民元高抑制に動くという示唆とも言える。この点に注意したい。

予想レンジ

	22年3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
USD/CNY	6.250～6.450	6.305～6.555	6.375～6.625	6.425～6.675
CNY/JPY	17.9～18.5	17.6～18.3	17.3～18.0	17.0～17.7

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022年2月28日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

チーフアナリスト 井野鉄兵

Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp



「華南ビジネス最前線」 第53回 ～香港北部都会区における発展戦略

三菱UFJ銀行
アジア法人営業統括部
アドバイザー室

2021年10月6日、香港特別行政区の林鄭月娥（キャリー・ラム）行政長官は、在任期間の最後となる施政方針演説を行った。その中で、広東省深圳市と隣接する香港北部地域でイノベーションと科学技術産業を推進し、大規模な住宅開発と雇用創出を図り、経済・自然・レジャー・生活に適した都市建設戦略―「北部都会区における発展戦略」（以下『本計画』）を發布した。本稿では、その内容について簡単に紹介したい。

1. 本計画の背景及び概要

本計画は「香港2030+」¹をもとに、中国政府が近年打ち出した「第14次5ヵ年（2021～2025年）計画綱要」²と「粵港澳大湾区 発展計画綱要」³を参考に、深圳に隣接する香港北部地域の300km²の指定エリアにて新たな中心となる都市圏の建設を策定している。住宅供給のほか、特にイノベーションと科学技術（I&T）産業振興へ注力し、金融産業が集積している香港南部のビクトリア湾都市圏とのシナジー効果を狙い、香港における経済多様性の発展に資する継続的な原動力となることを目指している。本計画においては各分野における発展目標が掲げられ、その建設は20年を費やす長期的な開発計画となっている。

土地・住宅問題に長年悩まされている香港の問題を解消すべく、本計画では住宅供給の創出にかなり注力している。現状、香港は約1,110km²の土地面積に対して農地や森林、草原等が約70%を占める一方、人口約750万人が住む住宅用地（民間および公営住宅）は僅か7%⁴である（尚、人口約1,400万人の東京都の場合、土地面積約2,200km²の内55%が住宅用地）。

さらに、その7%の内の3.1%が新界原居民の私有地⁵として用いられ、一部は不動産デベロッパーが占有しているとされている等、土地所有権から生じる複雑な課題が絡んでくることから、香港の土地面積の9割近くを占める新界地区の開発はかねてより円滑に進められなかった。これらが、香港における居住空間の狭さや不動産価格の高騰等の社会課題に結び付けられ、土地不足の要因の一つとして挙げられている。

このような背景から、本計画の目標である約16.5万～18.5万戸の住宅の創出は世間に大きく注目されている。まず、新界北部の居住人口は現在約96万人だが、最終的に250万人への拡大を目指している。加えて、居住人口の増加に併せて雇用創出の目標も掲げられ、新しい北部都会区でI&T産業を育成することにより15万人の雇用を新たに創出し、その他の産業も含め区内の雇用者総数を現

¹ 「香港2030+」とは、2015年より市民意見の募集を行い、2021年に最終報告を発表した都市開発提案である。アジア国際都市を維持しつつ、経済・暮らし・持続可能な発展など各分野において良好な都市環境のさらなる向上を目的としている。

² 詳細は当行発行の[中国経済週報第494期号](#)を参照。

³ 詳細は当室作成の[ニュースフォーカス2019年第4号](#)を参照。

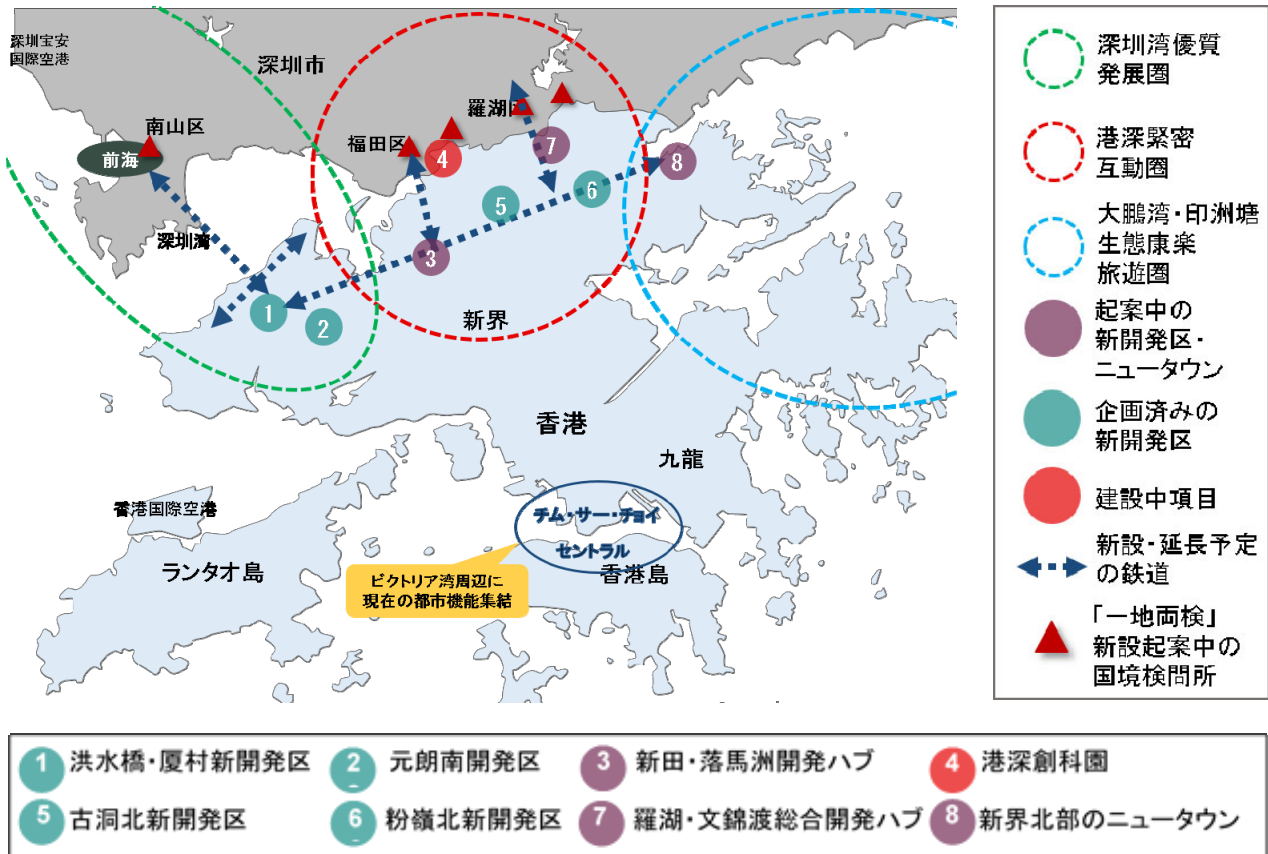
⁴ 香港規画署の2020年度の公開数字より、民間住宅、公営住宅、郷村住宅の土地割合はそれぞれ2.4%、1.5%と3.1%。

⁵ 中国返還前に香港政府は1972年より施行した新界小型屋宇政策によって、1890年代から父方が新界原居民と認められた18歳以上の男性において、生涯に一度だけ3階建て以下の小型住宅を建てることを許可する。この権利は「丁権」とも呼ばれる。

在の 11.6 万人から合計 65 万人に引き上げることが見込まれている。また、この大規模な都市開発に伴う交通対策として、通勤時間の削減や生活の質の改善に向けて鉄道 5 本の新設・延伸も予定されている。

2. 北部都会区の開発範囲概観

【図1】北部都会区のイメージ図



(出典) 各種資料を基に三菱 UFJ 銀行アジア法人営業統括部アドバイザー室が作成

本計画の策定コンセプトとして、香港と深圳における多方面の緊密な融合を促進し、「両城三圏」という空間概念を確立することが強調されている。両城三圏の「両城」は香港と深圳で、「三圏」は「深圳湾優質發展圏 (Shenzhen Bay Quality Development Circle)」、「港深緊密互動圏 (Hong Kong-Shenzhen Close Interaction Circle)」と「大鵬湾・印洲塘生態康樂旅遊圏 (Mirs Bay・Yan Chau Tong Eco-recreation・tourism Circle)」を指す。「深圳湾優質發展圏」は新界北部の中心商業地区の構築と香港・深圳西部鉄道の建設に注力し、「港深緊密互動圏」は新田科学技術シティの設置と圏内交通インフラの整備に取り組み、「大鵬湾・印洲塘生態康樂旅遊圏」は自然保護の強化によるレクリエーションやレジャー空間を提供することを目指している。香港政府主導で制定する計画に深圳エリアを發展対象とするのは初めてであり、異なる通貨圏 (ボーダー) を跨ぎ両地域の一体化を促し、経済・インフラ・生活と生態環境等の分野で緊密な協力関係を築くことへの明確な方向性を示した。

3. 重点取り組みの主な内容

分野	概要 (抜粋)
香港・深圳西部鉄道の建設及び洪水橋・厦村新開発区の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 深圳前海協力区⁶との連携により、洪水橋・厦村新開発区で高端経済⁷を推進し、新界北部の中心商業地区 (Central Business District, CBD) に格上げ 深圳政府と共同で香港・深圳両地域直結の西部鉄道を建設し、前海側で「一地両検⁸」の実施を研究 流浮山から白泥までのエリアを発展させ、尖鼻咀から白泥までの自動運転車両システム (Automated People Mover, APM) の建設を検討 深圳前海協力区との協力深化における重点プロジェクトとなるべく、大規模ランドマークとして I&T 産業の施設を建設
「香港シリコンバレー」の構築 - 新田科学技術シティ	<ul style="list-style-type: none"> 深圳福田と皇崗と隣接するエリアで、両地域相互の研究成果と技術を集積させる新田科学技術シティを設立 I&T 産業の振興のため土地を大幅に拡大し、産業クラスターの形成を目指す 深圳新皇崗国境検問所へ接続するために MTR 北環線を北に延長
北環線の延長及び古洞北新開発区の拡大	<ul style="list-style-type: none"> MTR 北環線計画を古洞駅から東北に延長し、羅湖・文錦渡・粉嶺エリアへ接続 古洞北新開発区で計画済みであった商業・I&T 産業用地を新田科学技術シティに移転し、区内での住宅供給を増加 古洞北新開発区のエリアを周辺の農地及び傾斜地まで大幅に拡大し、港深創科園の I&T 企業向けに生活圏のサポートを提供
羅湖・文錦渡総合開発ハブの建設	<ul style="list-style-type: none"> 深圳羅湖への MTR 東鉄線延長や深圳での「一地両検」を設立、羅湖駅と上水駅間に新鉄道駅 (仮称: 羅湖南) の開設を検討し、大規模な住宅・商業エリアの発展計画を研究 深圳政府と協力し、羅湖南から文錦渡までのエリアを商業・住宅用地に発展させ、羅湖・文錦渡総合開発ハブを構築
就労と居住のバランスを積極的に改善	<ul style="list-style-type: none"> 政策とガイドラインを制定し、政府施設の場所選定の際に北部都会区を優先する 粉嶺安樂村工業区の土地用途を「商業と I&T 事業」へと変更を検討し、雇用を創出 洪水橋・厦村新開発区で多階建ての現代ロジスティックセンターを開発 I&T 発展促進のための土地用途に関連措置を制定し、技術応用、研究開発 (R&D)、先進製造産業に土地を分配し、産業クラスターの集積を図る 世界に活躍する I&T 人材招聘のために、アパート建設の政策と措置を制定
居住・就業環境の整備及び持続可能なコミュニティ建設	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能なカーボンニュートラル・スマートコミュニティを構築し、気候変動に適応するスポンジ都市⁹を建設 高等教育機関、インターナショナルスクール、私立病院、スポーツ・文化・芸術施設等の設置を検討
香港の牽引力強化、GBA への布石	<ul style="list-style-type: none"> 香港所在の大学による、広東・香港・マカオ大湾区 (GBA) のキャンパスや科学研究・医療機構等の進出を支援 深圳を含む GBA 各都市と連携し、生活利便性向上等の政策による香港の専門人材の招聘やスタートアップ企業の誘致を図る

⁶ 詳細は当行が発行した[中国月報 2021 年 12 月号 \(第 190 号\) - 華南ビジネス最前線第 52 回](#)を参照。

⁷ 高端経済 (High-end economy) とは、技術レベルと価値が高い産業から生まれる経済を指す。

⁸ 一地両検とは、従来香港側と本土側で別々に行っている出入境審査手続きを 1 ヶ所に集中して行う制度を指す。

⁹ スポンジ都市とは、スポンジのような機能をもつ都市設計のコンセプトであり、大雨から街を守り、暑いときには街から吸収した雨水が蒸発して温度を下げる機能を備えている都市のことを指す。

4. まとめ

本計画は、住宅供給・I&T産業育成・交通インフラ拡充・雇用創出・自然保護各分野を包含する、一大都市開発計画である。

このような大型都市開発計画の焦点になるのは資金計画だ。本計画の支出概算はまだ明らかにされていないが、赤字事業にはならないと林鄭長官は強調した。ただ、政府は数年前に打ち出した巨額の「明日大嶼願景」¹⁰ 計画を抱えているうえに、今後数年の財政は連続で赤字になる見込みだ。現在の財政貯蓄残高は9,027億香港ドルで安定した水準にあっても、今後コロナ感染や経済状況の変動による歳出が増大してしまい、資金調達が困難な環境になる可能性も否めない。そのため、開発費用不足に対する懸念で本計画の実現性を疑問視する声もある。

また、250万人の居住人口が収容可能な住宅用地を開発する目標として掲げている本計画は、土地開発に当たり不動産デベロッパーや新界原居民等各当事者の全員の利益バランスを考慮しなければならないため、開発用地の確保は難航必至と見られている。これに対し、林鄭長官は本計画をスムーズに進行できるよう既存法令の改定などの方法も表明しており、香港の根深い土地問題を解決しようとする積極的な姿勢を示した。

香港政府が率先して政府機能の一部を北部へ移転することにより、民間企業の北部への進出促進を図り、将来的にはI&TをはじめR&D・物流産業の集積の促進により、従来はサービス業に偏っていた香港全体の経済産業構造の改善につながる構想だ。日系を含めた外資企業にとっては、北部でのビジネス中心地の形成は、今後深圳ないしGBA本土とのさらなる連携強化・経済融合を意味する。このため、GBA本土マーケットへのアクセス改善につながるのは勿論、香港全体のビジネス環境活性化からの恩恵も期待できよう。

20年間にわたり4回の政権交代を経ても、住宅供給問題の解決には至らなかったことから、北部都会区構想により住宅供給や雇用創出といった数値目標の達成につながるのか、議論の余地があるのは否めない。それでも、本計画策定によって香港・深圳の一体化発展の方向性がより強固・明確になり、本土と連携して各分野での計画が推進されることで、発展の加速や新たなビジネスチャンス創出などのシナジーが期待される。当室では、本計画における関連動向を引き続き注視していきたい。

(本稿はニュースフォーカス2022年1月12日発行分を一部修正したレポートです)

三菱UFJ銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室
住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
Email：Kana_hm_chan@hk.mufg.jp
TEL：852-2823-6666

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

¹⁰ 明日大嶼願景(ランタオ・トゥモロー・ビジョン)は、約6,000億香港ドル予算で大嶼山(ランタオ島)東部海域に人工島を造成する開発計画である。開発面積は17km²で2027年から埋め立てを予定し、2034年に居住開始を目指している。



税務会計:外国人向け個人所得税優遇政策適用の更なる延期を明確化

KPMG中国

日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

背景

2018 年 8 月 31 日、「中華人民共和国個人所得税法」の改正案（以下、「新個人所得税法」）が常務委員会で可決された。2019 年 1 月より新個人所得税法が施行され、同法に基づく個人所得税関連の優遇政策は、3 年間の移行期間中も継続的に適用されてきた。2021 年末に移行期間の満了を迎え、優遇政策の今後の動きが注目されている。

2021 年 12 月 31 日、財政部と税務総局は中国の個人所得税に関する下記新政策を共同公布した。下記公告によって、賃金労働者へ普遍的な恩恵を与え、税収徴収管理の更なる規範化を図るために、関連優遇政策の継続適用が正式に明確化された。

2021 年 42 号公告¹ :

年次賞与の分離課税及び上場企業の株式インセンティブの分離課税に係る優遇政策の有効期限を、それぞれ 2023 年 12 月 31 日、2022 年 12 月 31 日まで延長する。

2021 年 43 号公告² :

外国籍個人の補助手当などに係る優遇政策の実施期間を 2023 年 12 月 31 日まで延長する。

政策の概要

今回の個人所得税優遇政策の継続適用に関する概要を、以下にまとめた。

対象となる所得の性質／分類	関連税務処理	有効期限
年次賞与	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 居住者：分離課税（賞与を 12 カ月で割った金額に基づき、総合所得月次税率表を適用して計算する）、又は、当期総合所得に合算して納付する。 ❑ 非居住者：分離課税（6 カ月に按分した金額に基づき、月次税率表を適用して計算する） 	2023 年 12 月 31 日
上場企業の株式インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 居住者：分離課税（全額総合所得税率表を適用する） ❑ 非居住者：分離課税（6 カ月に按分した金額に基づき、月次税率表を適用して計算する） 	2022 年 12 月 31 日

¹ 「財政部、税務総局 年次賞与などに対する個人所得税優遇政策の継続的な実施に関する公告」（2021 年 42 号公告）

² 「財政部、税務総局 外国籍個人に対する補助手当などの個人所得税関連優遇政策の継続的な実施に関する公告」（2021 年 43 号公告）

対象となる所得の 性質／分類	関連税務処理	有効期限
外国籍個人の補助手当	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 条件を満たす前提で、住宅手当、子女教育費、一時帰国費用、語学研修費、引越費用、食事代、クリーニング代などの補助手当の免税優遇政策を適用できる。 ❑ 居住者個人は個人所得税の専項附加控除を選択して享受できるが、上記優遇政策を並行して享受できない。 	2023 年 12 月 31 日

(出所) 資料を基に執筆者作成

KPMG の所見

個人所得税の優遇政策が 2022 年（上場企業の株式インセンティブ）又は 2023 年（年次賞与、外国籍個人の補助手当など）まで延長されることを鑑みると、企業及び個人は、上記優遇政策の延長期間が満了する前に、その後の政策動向に留意し、将来の変化に備える必要がある。一方、企業及び個人は、関連優遇政策を享受する際には、以下の点について留意する必要がある。

外国籍個人の補助手当について

免税政策の適用に当たって、現地主管税務当局への事前届出・申告手続きの有無と詳細な手続きは各地実務によって異なる。よって、税務コンプライアンス上のリスクを軽減するために、所在地管轄税務局の要求を事前に確認の上、必要に応じて適時に外国籍従業員の届出・申告手続きの手配を薦める。同時に、手当・補助金の真実性を証明できる書類（費用支出証憑、経費精算証憑、関連契約など）を適切に保管することを提案する。

また、上記の免税政策とその他優遇政策とを同時に適用及び検討する際には、以下について留意する。

- 1) 中国居住者個人に該当する外国籍個人は、手当・補助金の免税政策、あるいは個人所得税の専項附加控除のいずれの適用も選択できるが、並行して享受することができない。一度選択した場合、一納税年度内に変更してはならない。
- 2) 大湾区の関連都市³に在留する外国人は、手当・補助金の免税政策と大湾区におけるハイエンド人材及び不足人材向けの個人所得税還付政策が同時に適用できる。なお、大湾区における現行の個人所得税還付政策も 2023 年末に終了するため、企業及び個人は上記政策の動向に留意し、企業の事業展開の需要を踏まえて、政策終了後の変化により企業の給与体系及び人材戦略観点からの対応策の検討を薦める。

年次賞与について

分離課税の適用対象範囲は税務関連法規に従わなければならないが、かつ各個人は一納税年度につき 1 回のみ当該計算方法を採用できる。

³ 大湾区の関連都市は、広東省の 9 都市（広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市と肇慶市）を指す。

上場企業の株式インセンティブについて

現行の税務関連政策によると、上場企業の株式インセンティブによる所得には、個人が取得した株式オプション、株式増値権、制限付株式、株式奨励などが含まれる。企業は、税務上の届出手続きを含め、株式インセンティブに関するコンプライアンス要件を満たしているかを確認すべきである。加えて、企業では現行の税務政策で明確に規定されていない株式インセンティブを採用している場合、専門家からアドバイスを得て、合理的かつ効果的な税務処理を検討することが望ましい。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198 E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2022年1月中旬から2月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部、それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【外貨管理】

○「中国人民銀行、国家外貨管理局の新型オフショア国際貿易発展の関係問題に関する通知」(銀発 [2021] 329 号、2021 年 12 月 23 日公布、2022 年 1 月 24 日実施)

中国の域外(オフショア)で行われる売買取引での資金決済に関する通知。商業銀行など各銀行に向けた通知だが、企業にとっては仲介貿易(三国間貿易)がしやすくなるものと期待される。

■この通知の主な内容は、以下の通り。

- 新型オフショア国際貿易とは、中国の居住者・非居住者間で発生する、取引貨物が中国の関税境界線を出入りしないか、中国の税関統計に計上されない貿易を指し、オフショアでの転売にかかる売買、グローバル調達、域外への委託加工、請負工事での域外購買などを含む。
- 銀行が新型オフショア国際貿易でのクロスボーダー資金決済業務を取り扱う場合、取引の真実性・合法性とビジネス上の合理性・論理性があり、投機・サヤ取り、違法な資金移動、銀行融資の詐取などの嫌疑がないことを審査した上で、取引エビデンスの種類を自主的に決定する。
- 同一のオフショア転売にかかる売買は、原則として同一の銀行・通貨により決済を行わなければならない。
- 貨物貿易外貨分類等級が B・C 類の企業のクロスボーダー資金決済業務は、外貨管理局の関係規定に基づいて取り扱う。
- 内部統制制度を完備し、オフショア転売にかかる売買の実際のニーズがある多国籍企業は、「多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理規定」の条件・手順に基づいて経常項目資金集中受け払いおよびネットティング業務を申請できる。

■原文は中国人民銀行の下記サイトをご参照。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/4435810/index.html>

【環境保護】

○「国务院の“14 五”省エネ・排出削減総合活動計画の印刷・発布に関する通知」(国発 [2021] 33 号、2021 年 12 月 28 日発布・実施)

第 14 次 5 ヶ年計画期間 (2021~25 年) における省エネ・排出削減計画。2025 年までの目標とその実現に向けた各分野の重点プロジェクト、政策が述べられている。

■2025 年までの主な数値目標は、以下の通り。

- 全国の GDP 単位当たりエネルギー消費量：2000 年比 13.5%減
- 化学的酸素要求量 (COD)：2020 年比 8%減
- アンモニア態窒素：2020 年比 8%減
- 窒素酸化物 (NOx)：2020 年比 10%以上減
- 揮発性有機化合物 (VOC)：2020 年比 10%以上減

■各分野の重点プロジェクトのうち、数値目標が挙げられるものは、以下の通り。

- 重点業種のグリーン昇級：①鉄鋼・セメント・コークス・石炭焚きボイラーの低排出改造を実現する (鉄鋼は 2025 年までに 5 億 3 千万トンの生産能力で実現)、② “規模以上” (注：年間売上高 2 千万元以上) の工業企業の単位当たりエネルギー消費量を 13.5%減少させる
- 交通・物流での省エネ・排出削減：2025 年に新エネルギー車の売上高を新車全体の総売上高の 20%前後とする
- 石炭のクリーン・高効率利用：①2025 年までに非化石エネルギーのエネルギー総消費量に占める比率を 20%前後とする、②北京・天津・河北と周辺地区の石炭消費量を 10%、長江デルタ地区で同じく 5%低減させる
- 揮発性有機化合物の総合管理：2025 年までに溶剤型工業塗料の使用割合を 20 ポイント、インキを同じく 10 ポイント低減させ、溶剤型接着剤の使用量を 20%低減させる

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/24/content_5670202.htm

【行政改革】

○「国務院弁公庁の行政許可事項リスト管理の全面的実行に関する通知」(国弁発 [2022] 2 号、2022 年 1 月 10 日発布・実施)

中央と地方が所管する行政許可事項を 2022 年末までに全てリスト化して公布し、リストにならないものについては違法行政許可として禁止することを通知したもの。

■この通知には、中央各部門が所管する行政許可事項 909 項目のリストが添付されているが、現政権発足前の 2012 年時点の約 1,700 項目からほぼ半数に削減されている。外商投資企業に関わりの深い部門の行政許可事項を以下の通り例示する。

- 商務部：直接販売企業 (注：訪問販売企業) 及び分支機構 (注：分公司・事務所) の設立・変更審査・許可、石油精製品取り扱い資格審査・許可、競売業務従事許可、輸出入制限貨物・技術許可、国外企業設立認可など 17 項目
- 国家発展改革委員会：固定資産投資プロジェクト認可、国外投資プロジェクト許可、企業債券発行登録など 8 項目
- 国家市場監督管理総局：重要工業製品生産許可、食品生産・経営許可、特種設備生産単位許可、強制性製品認証従事認証機構・実験室指定、医薬品・医療器械・保健食品広告審査、事業者集中反独占審査、企業登記登録、外国企業常駐代表機構登記など 31 項目

<ul style="list-style-type: none"> • 国家税務総局：増値税偽造防止税コントロールシステム最高発票限度額審査・許可の 1 項目 • 税関総署：保税倉庫設立審査・許可、輸出監督管理倉庫設立審査・許可、保税物流中心設立審査・許可、特定動植物・製品検疫審査・許可など 10 項目 • 国家外貨管理局：国内直接投資項目下外貨登記認可、国内機構外債・越境担保認可、資本項目外貨資金両替認可、資本項目外貨資金購入・支払い認可など 14 項目 <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-01/30/content_5671368.htm</p>

本誌 2022 年 2 月号で「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」（全国版外商投資ネガティブリストと略称）と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」（自由貿易版外商投資ネガティブリストと略称）の解説を掲載しましたが、これらは中国政府の直接投資受け入れの可否を示した基本的な政策であることから、改めて日本語全訳を掲載します。

全国版外商投資ネガティブリスト

番号	特別管理措置
一、農・林・牧・漁業	
1	小麦の新品種の選別育成および種子の生産は中国側持分比率が 34%を下回らず、トウモロコシの新品種の選別育成および種子の生産は中国側がマジョリティを取る。
2	中国の稀少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連の繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・種禽、水産種苗の遺伝子組み換え品種の選別育成およびその遺伝子組み換え種子（種苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の所管海域および内陸水域での水産物漁獲への投資を禁止する。
二、採掘業	
5	希土類、放射性鉍産物、タングステンの探査、採掘および選鉍への投資を禁止する。
三、製造業	
6	出版物の印刷は中国側がマジョリティを取る。
7	漢方薬煎じ薬の蒸す、炒る、炙る、焼くなど調整技術の応用および製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
四、電力・熱・ガス・水の生産および供給業	
8	原子力発電所の建設・経営は中国側がマジョリティを取る。
五、卸売および小売業	
9	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他タバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
六、交通運輸、貯蔵および郵政業	
10	国内水上運輸会社は中国側がマジョリティを取る。
11	公共航空運輸会社は中国側がマジョリティを取り、かつ 1 つの外国企業および関連企業の投資比率は 25%を超えず、法定代表者は中国籍公民が担当する。汎用航空会社の法定代表者は中国籍公民が担当し、そのうち農・林・漁業の汎用航空会社は合弁に限り、その他の

番号	特別管理措置
	汎用航空会社は中国側マジョリティに限る。
12	民間用空港の建設・経営は中国側が相対的マジョリティを取る。外国側は建設への参与、空港管制塔の運営をしてはならない。
13	郵政会社、郵便物の国内宅配業務への投資を禁止する。
七、情報伝達・ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
14	通信会社：中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した通信業務に限り、付加価値通信業務の外資持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチパーティ通信、保存・転送類、コールセンターを除く）、基礎通信業務は中国側がマジョリティを取る。
15	インターネット・ニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット番組視聴サービス、インターネット文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆情報サービスへの投資を禁止する（上記サービスのうち、中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した内容を除く）。
八、リースおよび商務サービス業	
16	中国の法律事務（中国の法律環境に影響のある情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の弁護士事務所のパートナーになってはならない。
17	市場調査は合弁に限り、そのうちラジオ聴取・テレビ視聴調査は中国側がマジョリティを取る。
18	社会調査への投資を禁止する。
九、科学研究および技術サービス業	
19	人体の幹細胞、遺伝子の診断と治療技術の開発・応用への投資を禁止する。
20	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
21	土地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、地上移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級以下の行政区域地図、全国版教育用地図、地方版教育用地図、実像3D地図およびナビゲーション電子地図の作製、地域地質調査図、鉱産地質・地球物理・地球科学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止する（鉱業権者がその鉱業権の範囲内で行う業務はこの特別管理措置の制限を受けない）。
十、教育	
22	学齢前、普通高校および高等教育機関は中外合作学校の設立に限り、中国側主導とする（校長または主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会・董事会または共同管理委員会の中国側構成員は1/2より少なくしてはならない）。
23	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十一、衛生および社会活動	
24	医療機関は合弁に限る。
十二、文化、体育および娯楽業	
25	新聞機関（通信社を含むが、これに限らない）への投資を禁止する。
26	図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品および電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止する。
27	各級ラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、テレビ放送ネットワーク（放送局、中継局、放送衛星、衛星受信ステーション、衛星中継ステーション、マイクロウェーブステーション、観測局およびテレビ有線放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ番組オンデマンドサービス業務お

番号	特別管理措置
	よび衛星テレビ放送地上受信設備据え付けサービスを禁止する。
28	ラジオ・テレビ番組制作・経営（買い付け業務を含む）会社への投資を禁止する。
29	映画制作会社、配給会社、ロードショー上映会社および映画の買い付け業務への投資を禁止する。
30	文化財・美術品を競売するオークション会社、骨董品店および国有文化財博物館への投資を禁止する。
31	文芸・舞台芸術団体への投資を禁止する。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwgzt/202112/20211203231965.shtml>

自由貿易試験区版外商投資ネガティブリスト

番号	特別管理措置
一、農・林・牧・漁業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選別育成および種子の生産は中国側持分比率が 34%を下回らない。
2	中国の稀少かつ特有な貴重・優良品種の研究開発、養殖、栽培および関連の繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜・種禽、水産種苗の遺伝子組み換え品種の選別育成およびその遺伝子組み換え種子（種苗）の生産への投資を禁止する。
二、採掘業	
4	希土類、放射性鉍産物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する（許可を得ずに希土類の鉍区への進入または鉍山地質資料、鉍石サンプルおよび生産工程技術の取得を行うことを禁止する）。
三、電力・熱・ガス・水の生産および供給業	
5	原子力発電所の建設・経営は中国側がマジョリティを取る。
四、卸売および小売業	
6	葉タバコ、巻きタバコ、再乾燥葉タバコおよびその他タバコ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
五、交通運輸、貯蔵および郵政業	
7	国内水上運輸会社は中国側がマジョリティを取る（かつ中国籍船舶または船舶等の経営またはリースの方法により国内水上運輸業務および補助業務を実質的に経営してはならない。水上運輸事業者は外国籍船舶を使用して国内水上運輸業務を経営してはならない。ただし、中国政府の許可を得て、国内で輸送ニーズを充足できないことにより申請した中国籍船舶で、かつ船舶が停泊する港または水域が対外開放した港または水域である状況の下で、水上運輸事業者は中国政府の定める期限または出港回数以内で、臨時に外国籍船舶を使用して中国の港の間の海上運輸及び曳航を経営することができる）。
8	公共航空運輸会社は中国側がマジョリティを取り、かつ 1 つの外国企業および関連企業の投資比率は 25%を超えず、法定代表者は中国籍公民が担当する。汎用航空会社の法定代表者は中国籍公民が担当し、そのうち農・林・漁業の汎用航空会社は合弁に限り、その他の汎用航空会社は中国側マジョリティに限る（中国の公共航空運輸企業のみ国内航空サービスを経営し、かつ中国が指定する輸送請負者に定期・不定期の国際航空サービスを提供することができる）。

番号	特別管理措置
9	民間用空港の建設・経営は中国側が相対的マジョリティを取る。外国側は建設への参与、空港管制塔の運営をしてはならない。
10	郵政会社（および郵政サービス経営）、郵便物の国内宅配業務への投資を禁止する。
六、情報伝達・ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
11	通信会社：中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した通信業務に限り、付加価値通信業務の外資持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチパーティ通信、保存・転送類、コールセンターを除く）、基礎通信業務は中国側がマジョリティを取る（かつ事業者は法により設立した専門に基礎通信業務に従事する会社でなければならない）。上海自由貿易試験区の元の区域（28.8平方キロ）での試行政策は全ての自由貿易試験区に拡大、執行する。
12	インターネット・ニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット番組視聴サービス、インターネット文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆情報サービスへの投資を禁止する（上記サービスのうち、中国が世界貿易機関加盟時に開放を承諾した内容を除く）。
七、リースおよび商務サービス業	
13	中国の法律事務（中国の法律環境に影響のある情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の弁護士事務所のパートナーになってはならない（外国の弁護士事務所は代表機構の方式でのみ中国に入ることができ、かつ中国の業務資格のある弁護士を採用してはならず、採用する補助人員は当事者として法律サービスを提供してはならない。中国に設立する代表機構、派遣する代表は、中国の司法行政部門の許可を得なければならない）。
14	ラジオ・テレビ聴取・視聴調査は中国側がマジョリティを取り、社会調査の中国側持分は67%を下回らず、法定代表者は中国国籍を有しなければならない。
八、科学研究および技術サービス業	
15	人体の幹細胞、遺伝子の診断と治療技術の開発・応用への投資を禁止する。
16	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
17	土地測量、海洋測量製図、航空撮影測量製図、地上移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省級以下の行政区域地図、全国版教育用地図、地方版教育用地図、実像3D地図およびナビゲーション電子地図の作製、地域地質調査図、鉱産地質・地球物理・地球科学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシングなどの調査への投資を禁止する（鉱業権者がその鉱業権の範囲内で行う業務はこの特別管理措置の制限を受けない）。
九、教育	
18	学齢前、普通高校および高等教育機関は中外合作学校の設立に限り、中国側主導とする（校長または主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会・董事会または共同管理委員会の中国側構成員は1/2より少なくしてはならない）。(外国の教育機関、その他の組織または個人は、単独で中国公民を主な入学対象とする学校およびその他の教育機関を設立してはならない（非学制類の職業訓練機関、学制類の職業教育機関を含まない）。ただし、外国の教育機関は中国教育機関と合作で中国公民を主な入学対象とする教育機関を設立・運営することができる）。
19	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十、衛生および社会活動	
20	医療機関は合弁に限る。

番号	特別管理措置
十一、文化、体育および娯楽業	
21	新聞機関（通信社を含むが、これに限らない）への投資を禁止する（外国の新聞機関が中国国内に常駐新聞機関を設立し、常駐記者を派遣するときは、中国政府の許可を得なければならない。外国の通信社の中国国内でのニュースを提供するサービス業務は、中国政府が審査・許可を行う。中外新聞機関の業務合作は、中国側が主導しなければならない、かつ中国政府の許可を得なければならない）。
22	図書、新聞、定期刊行物、音響・映像製品および電子出版物の編集・出版・制作業務への投資を禁止する（ただし、中国政府の許可を得て、合作で中国側が主導権と内容の最終審査権を確保し、かつ中国政府の許可するその他の条件の下で、中外出版単位はニュース出版の中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府の許可を得ずに、中国国内で金融情報サービスを提供することを禁止する）。
23	各級ラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、テレビ放送ネットワーク（放送局、中継局、放送衛星、衛星受信ステーション、衛星中継ステーション、マイクロウェーブステーション、観測局およびテレビ有線放送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ番組オンデマンドサービス業務および衛星テレビ放送地上受信設備据え付けサービスを禁止する（国内での衛星チャンネルの地上受信については、審査・許可制度を実行する）。
24	ラジオ・テレビ番組制作・経営（買い付け業務を含む）会社への投資を禁止する（外国の映画およびテレビドラマの買い付けおよび衛星放送による他の外国のテレビ番組の買い付けは、ラジオ・テレビ総局が指定する単位（注：企業、事業体などの組織）が申告する。中外合作のテレビドラマ（テレビアニメを含む）製作は、許可制度を実行する）。
25	映画制作会社、配給会社、ロードショー上映会社および映画の買い付け業務への投資を禁止する（ただし、許可を得れば、中外企業合作での映画製作を認める）。
26	文化財・美術品を競売するオークション会社、骨董品店および国有文化財博物館への投資を禁止する（移動できない文化財および国家が出国を禁止する文化財の外国人への譲渡、抵当差し入れ、リースを禁止する。無形文化遺産調査機関の設立・経営を禁止する。国外の組織または個人が中国国内で無形文化遺産調査および考古学的調査、発掘は、中国との合作方式を採り、かつ専門の審査・許可を得なければならない）。
27	文芸・舞台芸術団体は、中国側がマジョリティを取る。

■原文は商務部の下記サイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcwgzt/202112/20211203231973.shtml>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2020年				2021年				2022年
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	-6.8	-1.6	0.7	2.2	18.3	12.7	9.8	8.1	-
固定資産投資*	前年 同期比%	▲16.1	▲3.1	0.8	2.9	25.6	12.6	7.3	4.9	-
第一次産業	前年 同期比%	▲13.8	3.8	14.5	19.5	45.9	21.3	14.0	9.1	-
第二次産業	前年 同期比%	▲21.9	▲8.3	▲3.4	0.1	27.8	16.3	12.2	11.3	-
第三次産業	前年 同期比%	▲13.5	▲1.0	2.3	3.6	24.1	10.7	5.0	2.1	-
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	▲8.4	▲1.3	1.2	2.8	24.5	15.9	11.8	9.6	-
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	▲19.0	▲11.4	▲7.2	▲3.9	33.9	23.0	16.4	12.5	-
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	4.9	3.8	3.3	2.5	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9
工業生産者出荷価格 (PPI)	前年 同月比%	▲0.6	▲1.9	▲2.0	▲1.8	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1
輸出***	億ドル	4,780.3	10,987.5	18,113.9	25,906.5	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-
	前年 同月比%	▲13.3	▲6.2	▲0.8	3.6	49.0	38.6	33.0	29.9	-
輸入***	億ドル	4,649.7	9,309.5	14,853.4	20,556.1	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-
	前年 同月比%	▲2.9	▲6.4	▲3.1	▲1.1	28.0	36.0	32.6	30.1	-
貿易収支***	億ドル	130.6	1,678.0	3,260.5	5,350.3	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-
対内直接投資 (実行ベース)	億ドル	312.0	679.3	1,032.6	1,443.7	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4
	前年 同月比%	▲12.8	▲4.0	2.5	4.5	43.8	33.9	25.2	20.2	17.6
外貨準備高	億ドル	30,606	31,123	31,426	32,165	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216
都市部調査失業率	%	5.8	5.8	5.7	5.6	5.4	5.2	5.2	5.1	-
国内自動車販売台数	万台	367.2	1,025.7	1,711.6	2,531.1	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1
	前年 同月比%	▲42.4	▲16.9	▲6.9	▲1.9	75.6	25.6	8.7	3.8	0.9
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.1
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	51.1

* : 年初からの累計ベース。

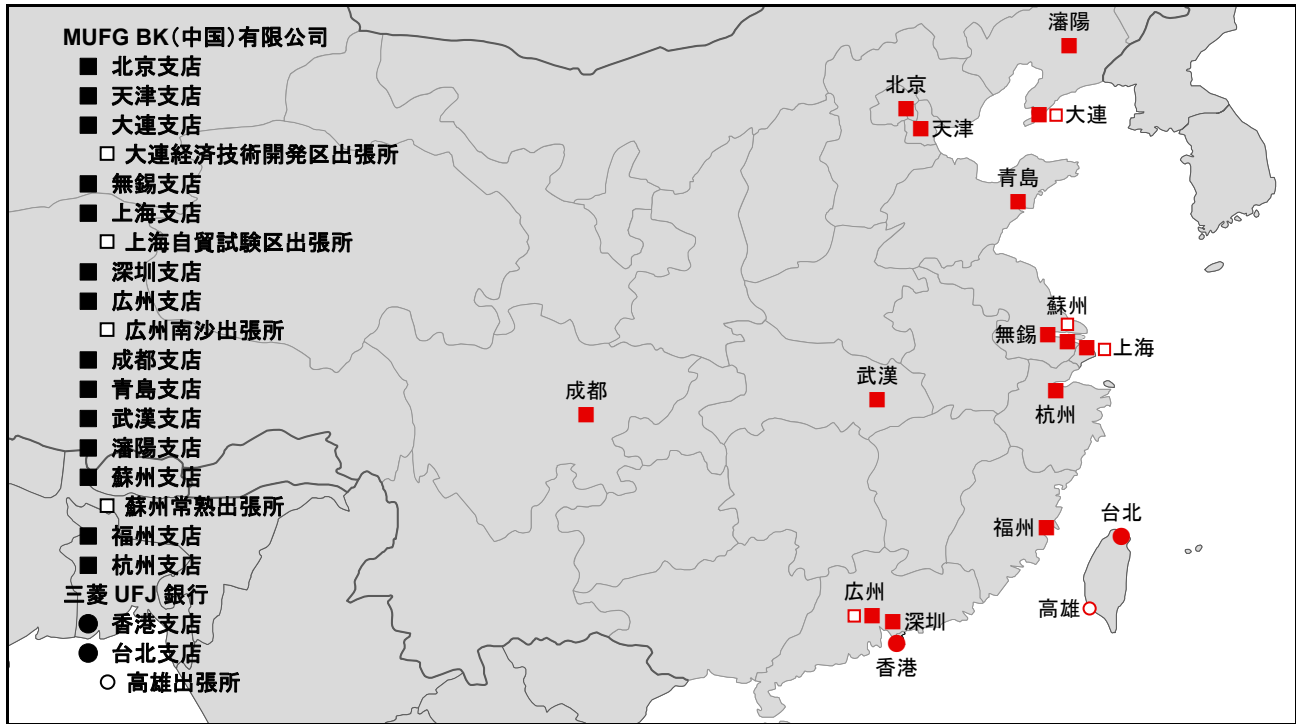
** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万円以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
大連経済技術開発区出張所	大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8793-5300
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
広州南沙出張所	広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階	86-512-3333-3030
蘇州常熟出張所	江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022 年 3 月 11 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。